

平成29年度「東京都環境影響評価審議会」第10回総会 議事録

■日時 平成30年1月30日（火）午前10時00分～午後0時09分

■場所 都庁第二本庁舎31階 特別会議室21

■出席委員

町田会長代理、平手第二部会長、池邊委員、池本委員、奥委員、日下委員、小林委員、小堀委員、齋藤委員、坂本委員、佐々木委員、谷川委員、堤委員、寺島委員、西川委員、藤倉委員、宮越委員

■議事内容

1 答申

- (1) 「(仮称)西日暮里駅前地区第一種市街地再開発事業」環境影響評価調査計画書
⇒ 調査計画書における選定項目、調査手法等について、騒音・振動及び景観の項目に係る指摘事項に留意して、調査、予測及び評価すべきことを付した答申文を、全会一致で知事へ答申
- (2) 「(仮称)泉岳寺周辺地区市街地再開発事業」環境影響評価書案
⇒ 調査計画書における選定項目、調査手法等について、騒音・振動の項目に係る指摘事項に留意して、調査、予測及び評価すべきことを付した答申文を、全会一致で知事へ答申
- (1) 「東京都市計画道路幹線街路環状第4号線（港区港南一丁目～同区白金台三丁目間）建設事業」特例環境配慮書
⇒ 特例環境配慮書における調査、予測及び評価は、おおむね「東京都環境影響評価技術指針」に従って行われたものであると認められること並びに騒音・振動、景観及び廃棄物に係る指摘事項について留意すべきことを付した答申文を、全会一致で知事へ答申。

2 受理関係

⇒ 別紙受理報告一覧の事業について審議会へ報告

受 理 報 告

区 分	対 象 事 業 名 称	受 理 年 月 日
1 事 後 調 査 報 告 書	<ul style="list-style-type: none"> ・ 産業廃棄物（埋設廃棄物等）処理施設建設事業 （工事の施行中その2） ・ （仮称）立川立飛商業施設計画（工事の完了後） ・ 東京都市計画道路環状第8号線（練馬区南田中 ～高松間）建設事業（工事の完了後その2） ・ （仮称）八王子高尾商業施設計画（工事の施行中） ・ 豊洲新市場建設事業（工事の施行中その5） 	(別紙のとおり)
2 変 更 届	<ul style="list-style-type: none"> ・ （仮称）四谷駅前地区市街地再開発事業 ・ 都営桐ヶ丘団地（第4期・第5期）建替事業 	(別紙のとおり)
3 そ の 他 (条例第90条に基づく報告等)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 都市高速道路外郭環状線（世田谷区宇奈根～練 馬区大泉町間）事業 	(別紙のとおり)

事後調査報告書

事 項	内 容					
事 業 名	産業廃棄物（埋設廃棄物等）処理施設建設事業					
番号・答申日・受理日	1-290-2	H27. 2. 3	H29. 12. 19			
事 業 の 種 類	廃棄物処理施設の設置					
規 模	位 置：大田区城南島三丁目1番5 敷 地 面 積：8,947.17 m ² 建 築 面 積：4,040.34 m ² 延 床 面 積：5,432.22 m ² 施 設 用 途：産業廃棄物（埋設廃棄物等）の処理及び汚染土壌の処理 工 事 期 間：平成27年11月～平成29年5月 供 用 開 始：平成29年6月					
事後調査の区分	工事の施行中その2					
調査項目・事項	地盤、水循環、廃棄物					
調査結果の内容	1 地盤（地下水の水位及び流況の変化の程度） 計画地内の観測井戸における地下水位は、調査期間を通して安定的に推移し、著しい水位の低下は認められなかったことから、地下水の変化に伴う地盤沈下の程度は小さかったと考えられる。					
	2 水循環（地下水の水位及び流況の変化の程度） 計画地内の観測井戸における地下水位は、調査期間を通して安定的に推移し、著しい水位の低下は認められなかったことから、地下水の水位及び流況の変化の程度は小さかったと考えられる。					
	3 廃棄物 (1) 掘削工事等に伴う建設発生土及び建設汚泥の発生量 予測時に想定していなかった地中埋設物を掘削除去し、埋戻しには新たに流動化処理土を用いたため、予測結果を上回った。					
			予測結果		事後調査結果	
	種 類	発生量 (t)	再利用率 再資源化率	今回発生量 (t)	累計 (t)	再利用率 再資源化率
	建設発生土	17,850	92%	1,278	42,633	100%
	建設汚泥	3,336	90%	-	2,856	100%
	(2) 建設工事に伴う建設廃棄物の発生量 予測時は工場棟を鉄骨造としていたが、詳細設計後、鉄筋コンクリート造等も用いた構造としたこと等から、一部の廃棄物において予測結果を上回った。					
			予測結果		事後調査結果	
	種 類	発生量(t)	再資源化率	発生量(t)	再資源化率	
コンクリート塊	21.2	99.0%	70.3	100%		
アスファルト・コンクリート塊	8.1	99.0%	1.5	100%		
廃プラスチック	4.3	87.6%	64.8	90.7%		
木くず	7.1	97.0%	43.5	100%		
石膏ボード	6.0	87.6%	5.6	89.3%		
金属くず	2.7	87.6%	3.4	100%		
紙くず	2.2	87.6%	1.7	100%		
そ の 他	ガラスくず及び陶磁器くず	5.4	-	23.5	9.4%	
	がれき類			5.2	92.3%	
混合廃棄物	31.0	40.8%	20.5	92.7%		
合 計	88.0	70.3%	240.0	87.6%		
苦 情 の 有 無	無					

事後調査報告書

事 項	内 容		
事 業 名	(仮称) 立川立飛商業施設計画		
番号・答申日・受理日	1-304-2	H25. 12. 25	H29. 12. 20
事 業 の 種 類	自動車駐車場の設置		
規 模	所 在 地：立川市泉町 935 番 1 他 計画敷地面積：94,000 m ² 延 床 面 積：154,117 m ² 駐 車 場 台 数：3,126 台 主 要 用 途：店舗 工 事 期 間：平成 26 年 8 月～平成 27 年 10 月 供 用 開 始：平成 27 年 12 月		
事後調査の区分	工事の完了後		
調査項目・事項	大気汚染、騒音・振動、日影、景観、廃棄物、温室効果ガス		
調査結果の内容	<p>1 大気汚染</p> <p>(1)設備の稼働に伴う二酸化窒素の大気中における濃度 二酸化窒素の期間（7日間）平均値（0.016ppm）は、予測結果（0.01887ppm）を下回った。また、日平均値の最大値（0.023ppm）は、予測結果（0.036ppm）を下回り、参考比較した環境基準（0.04 から 0.06ppm までのゾーン内またはそれ以下）を満足していた。</p> <p>(2)関連車両の走行に伴う二酸化窒素及び浮遊粒子状物質の大気中における濃度 二酸化窒素の期間（7日間）平均値（0.015～0.017ppm）は、全ての地点で予測結果（0.01856～0.02059ppm）を下回った。また、日平均値の最大値（0.020～0.025ppm）は、全ての地点で予測結果（0.035～0.038ppm）を下回り、参考比較した環境基準を満足していた。 浮遊粒子状物質の期間（7日間）平均値（0.012mg/m³）は、全ての地点で予測結果（0.029046 mg/m³）を下回った。また、日平均値の最高値（0.020mg/m³）は、全ての地点で予測結果（0.061mg/m³）を下回り、参考比較した環境基準（0.10mg/m³以下）を下回った。</p> <p>2 騒音・振動</p> <p>(1)設備の稼働に伴う騒音 等価騒音レベル（L_{Aeq}）の事後調査結果（昼間56dB、夜間50dB）は、予測結果（昼間47.8dB、夜間39.4dB）を上回り、環境基準（60dB又は50dB以下）と同程度又は下回った。騒音レベルの最大値（L_{Amax}）の事後調査結果（57dB）は、予測結果（48.4dB）及び規制基準（50dB）を上回った。上回った理由としては、計画地西側の道路交通騒音等が影響していることが考えられる。</p> <p>(2)関連車両の走行に伴う騒音・振動 道路交通騒音レベル（L_{Aeq}）の事後調査結果（昼間64～65dB、夜間59～62dB）は、1地点で予測結果を上回り、残りの地点で予測結果（昼間66～68dB、夜間59～61dB）と同程度又は下回った。また、全ての地点で環境基準（昼間70dB又は60dB以下、夜間65dB又は55dB以下）を下回った。上回った理由としては、大型車台数が予測条件より増加していたことが考えられる。 道路交通振動レベル（L₁₀）の事後調査結果（昼間 38～52dB、夜間 38～47dB）は、1地点で予測結果を上回り、残りの地点で予測結果（昼間 43～49dB、夜間 35～49dB）と同程度又は下回った。また、全ての地点で規制基準（昼間 65dB 又は 60dB 以下、夜間 60dB 又は 55dB 以下）を下回った。上回った理由としては、舗装の状況が考えられる。</p>		

事 項	内 容																																																																																																																																																
	<p>3 日影（計画建築物の存在に伴う冬至日における日影の範囲、日影となる時刻、時間数等の日影の状況の変化の程度）</p> <p>時刻別日影の範囲は、屋上のエレベーターホール等の位置の変更により8時と9時で予測結果と異なっているが、10時から16時の日影の範囲は、予測結果とおおむね同程度であった。</p> <p>等時間日影の範囲は、予測結果とおおむね同程度であった。</p> <p>4 景観</p> <p>(1) 計画建築物の存在に伴う主要な景観構成要素の改変の程度及びその改変による地域景観の特性の変化の程度</p> <p>建築物の高さを多摩都市モノレールの駅舎高さと同程度に抑え、周辺の景観と調和するように配慮するとともに、モノレール側に平面駐車場を配置し、開放的なにぎわいのある空間を創出するなど、事後調査結果は概ね予測結果と同様であった。</p> <p>(2) 計画建築物の存在に伴う代表的な眺望地点からの眺望の変化の程度</p> <p>近景の地点からは、計画建築物が出現し新たなランドマークが形成され、離れた地点からは、計画建築物の上部が視認されるがスカイラインの変化は少なく、事後調査結果は予測結果と同様であった。</p> <p>5 廃棄物（施設の供用に伴う廃棄物の種類及び発生量）</p> <table border="1" data-bbox="461 927 1436 1592"> <thead> <tr> <th rowspan="2">種類</th> <th colspan="2">予測結果</th> <th colspan="2">事後調査結果</th> </tr> <tr> <th>廃棄物発生量 (t/年)</th> <th>リサイクル率</th> <th>廃棄物発生量 (t/年)</th> <th>リサイクル率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>雑芥（可燃ごみ）</td> <td>351.0</td> <td>0.0%</td> <td>316.7</td> <td>99.3%</td> </tr> <tr> <td>生ごみ</td> <td>392.1</td> <td>100.0%</td> <td>372.1</td> <td>100.0%</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">古紙</td> <td rowspan="4">50.4</td> <td>新聞</td> <td>1.2</td> <td>100.0%</td> </tr> <tr> <td>雑誌</td> <td>17.9</td> <td>100.0%</td> </tr> <tr> <td>ミックスペーパー</td> <td>30.7</td> <td>100.0%</td> </tr> <tr> <td>シュレッダーくず</td> <td>4.8</td> <td>100.0%</td> </tr> <tr> <td>段ボール</td> <td>539.0</td> <td>100.0%</td> <td>396.7</td> <td>100.0%</td> </tr> <tr> <td>廃プラ</td> <td>227.1</td> <td>100.0%</td> <td>132.3</td> <td>100.0%</td> </tr> <tr> <td>発泡スチロール</td> <td>7.8</td> <td>80.0%</td> <td>2.0</td> <td>100.0%</td> </tr> <tr> <td>ビン</td> <td>17.9</td> <td>80.0%</td> <td>8.8</td> <td>100.0%</td> </tr> <tr> <td>缶</td> <td>20.4</td> <td>100.0%</td> <td>9.7</td> <td>100.0%</td> </tr> <tr> <td>ペットボトル</td> <td>15.2</td> <td>100.0%</td> <td>8.5</td> <td>100.0%</td> </tr> <tr> <td>管球類</td> <td>1.0</td> <td>80.0%</td> <td>0.0</td> <td>100.0%</td> </tr> <tr> <td>電池</td> <td>0.3</td> <td>80.0%</td> <td>0.2</td> <td>100.0%</td> </tr> <tr> <td>廃油</td> <td>26.8</td> <td>100.0%</td> <td>27.1</td> <td>100.0%</td> </tr> <tr> <td>特殊不燃ごみ</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>4.1</td> <td>100.0%</td> </tr> <tr> <td>金属ガラス</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>13.7</td> <td>100.0%</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>1649.0</td> <td>-</td> <td>1346.5</td> <td>99.8%</td> </tr> </tbody> </table> <p>6 温室効果ガス（施設の供用に伴うエネルギー使用による温室効果ガスの排出量及びその削減の程度）</p> <p>予測を上回った理由として、商業施設において飲食店の占める割合が想定よりも高かったことが考えられる。</p> <table border="1" data-bbox="461 1751 1436 1939"> <thead> <tr> <th rowspan="2">区分</th> <th rowspan="2">用途</th> <th colspan="2">予測結果</th> <th colspan="2">事後調査結果</th> </tr> <tr> <th>エネルギー消費量</th> <th>温室効果ガス排出量 (t-CO₂/年)</th> <th>エネルギー消費量</th> <th>温室効果ガス排出量 (t-CO₂/年)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">電力</td> <td>商業</td> <td>13,636千kWh/年</td> <td>5,205</td> <td rowspan="2">20,341千kWh/年</td> <td rowspan="2">7,770</td> </tr> <tr> <td>駐車場</td> <td>7,689千kWh/年</td> <td>2,937</td> </tr> <tr> <td>ガス</td> <td>商業</td> <td>20,672GJ/年</td> <td>1,045</td> <td>61,740GJ/年</td> <td>3,124</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>9,187</td> <td>-</td> <td>10,894</td> </tr> </tbody> </table> <table border="1" data-bbox="461 1939 1386 2065"> <thead> <tr> <th rowspan="2">種類</th> <th colspan="3">予測結果</th> <th colspan="3">事後調査結果</th> </tr> <tr> <th>規模</th> <th>エネルギー消費削減量</th> <th>削減量 (t-CO₂/年)</th> <th>規模</th> <th>エネルギー消費削減量</th> <th>削減量 (t-CO₂/年)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>太陽光発電</td> <td>30kW</td> <td>約104G J/年</td> <td>9</td> <td>100kW</td> <td>約346G J/年</td> <td>36.7</td> </tr> </tbody> </table>	種類	予測結果		事後調査結果		廃棄物発生量 (t/年)	リサイクル率	廃棄物発生量 (t/年)	リサイクル率	雑芥（可燃ごみ）	351.0	0.0%	316.7	99.3%	生ごみ	392.1	100.0%	372.1	100.0%	古紙	50.4	新聞	1.2	100.0%	雑誌	17.9	100.0%	ミックスペーパー	30.7	100.0%	シュレッダーくず	4.8	100.0%	段ボール	539.0	100.0%	396.7	100.0%	廃プラ	227.1	100.0%	132.3	100.0%	発泡スチロール	7.8	80.0%	2.0	100.0%	ビン	17.9	80.0%	8.8	100.0%	缶	20.4	100.0%	9.7	100.0%	ペットボトル	15.2	100.0%	8.5	100.0%	管球類	1.0	80.0%	0.0	100.0%	電池	0.3	80.0%	0.2	100.0%	廃油	26.8	100.0%	27.1	100.0%	特殊不燃ごみ	-	-	4.1	100.0%	金属ガラス	-	-	13.7	100.0%	計	1649.0	-	1346.5	99.8%	区分	用途	予測結果		事後調査結果		エネルギー消費量	温室効果ガス排出量 (t-CO ₂ /年)	エネルギー消費量	温室効果ガス排出量 (t-CO ₂ /年)	電力	商業	13,636千kWh/年	5,205	20,341千kWh/年	7,770	駐車場	7,689千kWh/年	2,937	ガス	商業	20,672GJ/年	1,045	61,740GJ/年	3,124	計	-	-	9,187	-	10,894	種類	予測結果			事後調査結果			規模	エネルギー消費削減量	削減量 (t-CO ₂ /年)	規模	エネルギー消費削減量	削減量 (t-CO ₂ /年)	太陽光発電	30kW	約104G J/年	9	100kW	約346G J/年	36.7
種類	予測結果		事後調査結果																																																																																																																																														
	廃棄物発生量 (t/年)	リサイクル率	廃棄物発生量 (t/年)	リサイクル率																																																																																																																																													
雑芥（可燃ごみ）	351.0	0.0%	316.7	99.3%																																																																																																																																													
生ごみ	392.1	100.0%	372.1	100.0%																																																																																																																																													
古紙	50.4	新聞	1.2	100.0%																																																																																																																																													
		雑誌	17.9	100.0%																																																																																																																																													
		ミックスペーパー	30.7	100.0%																																																																																																																																													
		シュレッダーくず	4.8	100.0%																																																																																																																																													
段ボール	539.0	100.0%	396.7	100.0%																																																																																																																																													
廃プラ	227.1	100.0%	132.3	100.0%																																																																																																																																													
発泡スチロール	7.8	80.0%	2.0	100.0%																																																																																																																																													
ビン	17.9	80.0%	8.8	100.0%																																																																																																																																													
缶	20.4	100.0%	9.7	100.0%																																																																																																																																													
ペットボトル	15.2	100.0%	8.5	100.0%																																																																																																																																													
管球類	1.0	80.0%	0.0	100.0%																																																																																																																																													
電池	0.3	80.0%	0.2	100.0%																																																																																																																																													
廃油	26.8	100.0%	27.1	100.0%																																																																																																																																													
特殊不燃ごみ	-	-	4.1	100.0%																																																																																																																																													
金属ガラス	-	-	13.7	100.0%																																																																																																																																													
計	1649.0	-	1346.5	99.8%																																																																																																																																													
区分	用途	予測結果		事後調査結果																																																																																																																																													
		エネルギー消費量	温室効果ガス排出量 (t-CO ₂ /年)	エネルギー消費量	温室効果ガス排出量 (t-CO ₂ /年)																																																																																																																																												
電力	商業	13,636千kWh/年	5,205	20,341千kWh/年	7,770																																																																																																																																												
	駐車場	7,689千kWh/年	2,937																																																																																																																																														
ガス	商業	20,672GJ/年	1,045	61,740GJ/年	3,124																																																																																																																																												
計	-	-	9,187	-	10,894																																																																																																																																												
種類	予測結果			事後調査結果																																																																																																																																													
	規模	エネルギー消費削減量	削減量 (t-CO ₂ /年)	規模	エネルギー消費削減量	削減量 (t-CO ₂ /年)																																																																																																																																											
太陽光発電	30kW	約104G J/年	9	100kW	約346G J/年	36.7																																																																																																																																											
苦情の有無	無																																																																																																																																																

事後調査報告書

事 項	内 容		
事 業 名	東京都市計画道路環状第8号線（練馬区南田中～高松間）建設事業		
番号・答申日・受理日	2-128-1	H6.10.31	H30.1.18
事 業 の 種 類	道路の新設		
規 模	位置及び区間：[延長]約2.6km [起点]練馬区南田中二丁目 [終点]練馬区高松一丁目 道 路 規 格：第4種第1級 車 線 数：本線4車線、側道2車線 設 計 速 度：60km/時 構 造 形 式：掘割部及びトンネル部：約1.6km 高架部：約0.7km 平面部：約0.3km 計 画 交 通 量：32,850～45,200台/日（平成20年度） 32,700～44,400台/日（平成28年度） 供 用 開 始：平成18年5月（本線及び側道部の一部） 平成21年3月（側道部） 工 事 期 間：平成11年度～平成20年度		
事後調査の区分	工事の完了後その2		
調査項目・事項	大気汚染、騒音、振動、低周波空気振動		
調査結果の内容	<p>1 大気汚染（自動車の走行による大気汚染）</p> <p>二酸化窒素の期間（4季7日間）平均値（0.020～0.022ppm）は、全ての地点で予測結果（0.026～0.028ppm）を下回り、日平均値の最大値（0.042～0.051ppm）は、全ての地点で予測結果（0.052～0.054ppm）を下回るとともに、参考比較した環境基準（0.04から0.06ppmまでのゾーン内又はそれ以下）を満足した。</p> <p>一酸化炭素の期間（4季7日間）平均値（0.34～0.37ppm）は、全ての地点で予測結果（1.02～1.06ppm）を下回り、日平均値の最大値（0.6～0.7ppm）は、全ての地点で予測結果（2.8ppm）を下回るとともに、参考比較した環境基準（10ppm以下）を下回った。</p> <p>二酸化硫黄の期間（4季7日間）平均値（0.001ppm）は、全ての地点で予測結果（0.008～0.009ppm）を下回り、日平均値の最大値（0.002～0.003ppm）は、全ての地点で予測結果（0.020～0.021ppm）を下回るとともに、参考比較した環境基準（0.04ppm以下）を下回った。</p> <p>2 騒音（道路交通騒音）</p> <p>掘割部における道路交通騒音レベル（L_{Aeq}）の事後調査結果（昼間58～60dB、夜間54～55dB）は、予測結果（昼間58～60dB、夜間53～54dB）と同程度であった。</p> <p>高架部における道路交通騒音レベル（L_{Aeq}）の事後調査結果（昼間64dB、夜間61dB）は、予測結果（昼間62dB、夜間56dB）を夜間で上回った。</p> <p>高架部の夜間で予測結果を上回った理由としては、側道における夜間の交通量及び大型車混入率が予測適用条件より大きいこと等が原因として考えられる。</p> <p>平面部における道路交通騒音レベル（L_{Aeq}）の事後調査結果（昼間58dB、夜間56dB）は、予測結果（昼間56dB、夜間52dB）を夜間で上回った。</p> <p>予測結果を上回った理由としては、低騒音舗装の経年変化等が原因として考えられる。</p> <p>なお、いずれの調査地点及び時間区分においても、環境基準（昼間70dB以</p>		

事 項	内 容
調査結果の内容	<p>下、夜間65dB以下)を下回った。</p> <p>3 振動（道路交通振動） 掘割部における道路交通振動レベル(L₁₀)の事後調査結果(昼間30～33dB、夜間27～34 dB)は、予測結果(昼間41～47dB、夜間26～35dB)を、夜間における一地点を除いて下回った。 夜間における一地点で予測結果を上回った理由としては、側道における夜間の交通量が予測適用条件を上回っていること等が原因として考えられる。 高架部における道路交通振動レベル(L₁₀)の事後調査結果(昼間47dB、夜間43dB)は、予測結果(昼間45dB、夜間41dB)と同程度であった。 平面部における道路交通振動レベル(L₁₀)の事後調査結果(昼間54dB、夜間52dB)は、予測結果(昼間55dB、夜間51dB)と同程度であった。 なお、全ての調査地点及び時間区分で要請限度(昼間65～70dB以下、夜間60～65dB以下)を下回り、夜間における平面部を除いて、いずれの調査地点及び時間区分においても、環境確保条例の規制基準(昼間60～65dB以下、夜間55～60dB以下)を下回った。</p> <p>4 低周波空気振動(低周波音) 近接車線中心線から12.5mの地点における平坦特性低周波音圧レベル(L₅₀)の事後調査結果(65～76dB)は、予測結果(74dB～84dB)より低い範囲を示し、すべての周波数帯において評価の指標とした「がたつきを始める音圧レベル」を下回った。 また、近接車線中心線から12.5mの地点におけるG特性低周波音圧レベルの事後調査結果(75～84dB)は、ISO-7196による「人間の知覚としては認識されないとされる音圧レベル」(90dB)を下回った。</p>
苦情の有無	無

事後調査報告書

事 項	内 容		
事 業 名	(仮称) 八王子高尾商業施設計画		
番号・答申・受理日	2-319-1	H28. 1. 28	H30. 1. 18
事 業 の 種 類	自動車駐車場の設置		
規 模	所 在 地：八王子市東浅川町 550-1 外 敷 地 面 積：約 63,700 m ² 延 床 面 積：約 80,000 m ² 駐 車 場 台 数：約 1,900 台 工 事 期 間：平成 28 年 4 月～平成 29 年 6 月 供用開始年月：平成 29 年 6 月		
事後調査の区分	工事の施行中		
調査項目・事項	大気汚染、騒音・振動、水循環、生物・生態系、自然との触れ合い活動の場、廃棄物		
調査結果の内容	<p>1 大気汚染</p> <p>(1) 建設機械の稼働に伴う大気質</p> <p>二酸化窒素の事後調査結果は、期間（7日間）平均値 0.012ppm、最大値 0.015ppm で、予測結果（年平均値 0.017ppm、日平均値の 98% 値 0.034ppm）を下回っていた。</p> <p>浮遊粒子状物質の事後調査結果は、期間（7日間）平均値 0.024mg/m³、最大値 0.047mg/m³ で、予測結果（年平均値 0.019mg/m³、2% 除外値 0.046mg/m³）を上回っていた。予測を上回った理由は、バックグラウンド濃度とした、館町・大楽寺測定室の年平均値が予測時 0.018mg/m³ に対し、事後調査時 0.026mg/m³ であり、全体的に濃度が高い傾向にあったためと考える。参考までに環境基準と比較すると、二酸化窒素、浮遊粒子状物質ともに環境基準を満足していた。</p> <p>(2) 工事中車両の走行に伴う大気質</p> <p>二酸化窒素の事後調査結果は、期間（7日間）平均値 0.016～0.023ppm、最大値 0.020～0.029ppm で、予測結果（年平均値 0.012～0.016ppm、98% 値 0.028～0.033ppm）を年平均で上回った。予測を上回った理由は、主に工事中車両の走行時間帯以外で高濃度が観測されたためと考える。参考までに環境基準と比較すると、二酸化窒素の環境基準を満足していた。</p> <p>2 騒音・振動</p> <p>(1) 建設機械の稼働に伴う騒音・振動</p> <p>騒音レベル (L_{A5}) の事後調査結果は、63dB で予測結果 (69dB) を下回っていた。振動レベル (L₁₀) の事後調査結果は、43dB で予測結果 (61dB) を下回っていた。騒音レベル、振動レベルとも勧告基準を下回っていた。</p> <p>(2) 工事中車両の走行に伴う騒音・振動</p> <p>騒音レベル (L_{Aeq}) の事後調査結果は、59～68dB で予測結果 (61～72dB) と同程度又は下回った。NO. 5 地点で調査結果 (66dB) が環境基準 (65dB) を上回ったが、評価書の将来基礎交通の予測結果 (67dB) においても上回っていた。</p> <p>振動レベル (L₁₀) の事後調査結果は、昼間 32～50dB、夜間 30～48dB で</p>		

事 項	内 容																																																																														
	<p>予測結果（昼間 33～51dB、夜間 32～48dB）を NO. 1 及び NO. 4 で上回った。予測を上回った理由は、NO. 1 については、計画地からの工事振動の影響があったものとする。NO. 4 については、沿道環境等への影響を回避するため、工事用車両の走行はない。全ての地点において、環境確保条例の規制基準（昼間 60～65dB、夜間 55～60dB）を下回っていた。</p> <p>3 水循環（地下水位・流況の変化の程度）</p> <p>基礎工事及び地盤改良工事の深さは最大で、約 6.4m であり、地下水が存在する深さ（約 8m）より浅く、地下水・流況への影響はなかった。</p> <p>4 生物・生態系（陸上動物（鳥類）の変化の内容及びその程度）</p> <p>計画地及びその周辺において、5 目 12 科 15 種の鳥類が確認され、そのうち、重要種は東京都レッドデータブックに該当するトビとイソヒヨドリが確認された。</p> <p>猛禽類が計画地を利用する行動は確認されなかったが、小鳥類は、工事中でさえも採餌に訪れていることが確認された。また、できる限り低騒音・超低騒音の建機を使用するなど、猛禽類が生息する周辺地域への影響を低減した。これらのことから、猛禽類の生息について、予測結果と同様に建設工事に伴う影響は少ないものとする。</p> <p>5 自然との触れ合い活動の場</p> <p>工事用車両の走行ルートは、評価書で示した国道 20 号、町田街道等を利用した。これらの道路は評価書時と同様に、歩車分離されており、また、道路構造に変更はなかったことから、自然との触れ合い活動の場までの利用経路への影響はなかった。</p> <p>6 廃棄物（建設工事に伴う建設副産物及び建設発生土）</p> <p>ガラス・陶磁器くず、廃プラスチック類、木くず、石膏ボードは、現場での資材組立の実施等により、発生量が予測結果より多くなった。</p> <table border="1" data-bbox="512 1238 1350 1850"> <thead> <tr> <th rowspan="2">種類</th> <th colspan="2">予測結果</th> <th colspan="2">事後調査結果</th> </tr> <tr> <th>発生量(t)</th> <th>再資源化率</th> <th>発生量(t)</th> <th>再資源化率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>コンクリート塊</td> <td>280.0</td> <td>99%</td> <td>271.4</td> <td>100.0%</td> </tr> <tr> <td>アスコン塊</td> <td>232.0</td> <td>99%</td> <td>105.5</td> <td>99.8%</td> </tr> <tr> <td>ガラス・陶磁器</td> <td>120.0</td> <td>99%</td> <td>273.2</td> <td>100.0%</td> </tr> <tr> <td>廃プラ</td> <td>40.0</td> <td>99%</td> <td>147.2</td> <td>100.0%</td> </tr> <tr> <td>金属くず</td> <td>64.0</td> <td>99%</td> <td>95.2</td> <td>100.0%</td> </tr> <tr> <td>木くず</td> <td>56.0</td> <td>99%</td> <td>106.0</td> <td>100.0%</td> </tr> <tr> <td>紙くず</td> <td>32.0</td> <td>99%</td> <td>19.7</td> <td>100.0%</td> </tr> <tr> <td>石膏ボード</td> <td>72.0</td> <td>99%</td> <td>120.2</td> <td>100.0%</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>120.0</td> <td>85%</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>混合廃棄物</td> <td>184.0</td> <td>85%</td> <td>171.4</td> <td>90.5%</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>1,200.0</td> <td>95%</td> <td>1,309.8</td> <td>98.7%</td> </tr> </tbody> </table> <table border="1" data-bbox="512 1877 1350 1989"> <thead> <tr> <th rowspan="2">種類</th> <th colspan="2">予測結果</th> <th colspan="2">事後調査結果</th> </tr> <tr> <th>発生量(m³)</th> <th>再利用率</th> <th>発生量(m³)</th> <th>再利用率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>建設発生土</td> <td>14,174</td> <td>100%</td> <td>約 14,000</td> <td>100%</td> </tr> </tbody> </table>	種類	予測結果		事後調査結果		発生量(t)	再資源化率	発生量(t)	再資源化率	コンクリート塊	280.0	99%	271.4	100.0%	アスコン塊	232.0	99%	105.5	99.8%	ガラス・陶磁器	120.0	99%	273.2	100.0%	廃プラ	40.0	99%	147.2	100.0%	金属くず	64.0	99%	95.2	100.0%	木くず	56.0	99%	106.0	100.0%	紙くず	32.0	99%	19.7	100.0%	石膏ボード	72.0	99%	120.2	100.0%	その他	120.0	85%	—	—	混合廃棄物	184.0	85%	171.4	90.5%	合計	1,200.0	95%	1,309.8	98.7%	種類	予測結果		事後調査結果		発生量(m ³)	再利用率	発生量(m ³)	再利用率	建設発生土	14,174	100%	約 14,000	100%
種類	予測結果		事後調査結果																																																																												
	発生量(t)	再資源化率	発生量(t)	再資源化率																																																																											
コンクリート塊	280.0	99%	271.4	100.0%																																																																											
アスコン塊	232.0	99%	105.5	99.8%																																																																											
ガラス・陶磁器	120.0	99%	273.2	100.0%																																																																											
廃プラ	40.0	99%	147.2	100.0%																																																																											
金属くず	64.0	99%	95.2	100.0%																																																																											
木くず	56.0	99%	106.0	100.0%																																																																											
紙くず	32.0	99%	19.7	100.0%																																																																											
石膏ボード	72.0	99%	120.2	100.0%																																																																											
その他	120.0	85%	—	—																																																																											
混合廃棄物	184.0	85%	171.4	90.5%																																																																											
合計	1,200.0	95%	1,309.8	98.7%																																																																											
種類	予測結果		事後調査結果																																																																												
	発生量(m ³)	再利用率	発生量(m ³)	再利用率																																																																											
建設発生土	14,174	100%	約 14,000	100%																																																																											
苦 情 の 有 無	騒音に関する苦情が 5 件あり、打撃音や作業員の声等についてであり、朝礼や工程会議の場で作業員への指導等により、再発防止に努めた。																																																																														

事後調査報告書

事 項	内 容		
事 業 名	豊洲新市場建設事業		
番号・答申日・受理日	2-242-2	H23. 4. 19	H30. 1. 19
事 業 の 種 類	卸売市場の設置、自動車駐車場の設置		
規 模	計 画 地：江東区豊洲六丁目地内 敷 地 面 積：約 407,000 m ² 主 要 用 途：卸売市場、商業施設、駐車場 駐 車 場 台 数：約 6,300 台 工 事 予 定 期 間：平成 23 年度～平成 30 年度以降 供 用 開 始 予 定：平成 30 年度 10 月（新市場開場予定）		
事後調査の区分	工事の施行中その5		
調査項目・事項	水質汚濁、地盤、水循環、生物・生態系、廃棄物		
調査結果の内容	<p>1 水質汚濁</p> <p>(1) 棧橋の建設に伴う濁水の濃度 3 地点 3 層における浮遊物質量は2～4mg/Lであり、類似事例の調査結果の最大値（予測）（19mg/L）を下回った。また、参考までに隣接する隅田川における環境基準値（50mg/L）を下回った。</p> <p>(2) 汚染土壌の掘削・処理等及び汚染地下水の処理等に伴う地下水の水質への影響の程度 土壌汚染対策工事完了後の地下水のモニタリングの結果においては、対象とした物質（ベンゼン、シアン、砒素、水銀、鉛）について分析の結果、第7回までは土壌汚染対策法における地下水基準の超過は確認されなかったが、第8回ではベンゼン2カ所、砒素1カ所の観測井において、第9回ではベンゼン35カ所、シアン39カ所、砒素20カ所の観測井において、土壌汚染対策法における地下水基準を超えた。 第9回地下水モニタリング調査で地下水基準を超過する井戸が急増した原因については、「豊洲市場における土壌汚染対策等に関する専門家会議」において、地下水管理システムによる揚水が稼働を開始し、帯水層下部を中心に地下水流動に変化が生じたことが影響した可能性があるなどとしている。</p> <p>2 地盤（地下水の揚水に伴う地盤沈下の範囲及び程度並びに掘削に伴う地盤の変形の範囲及び変化の程度） 地下水位は2地点ともに1～2mの幅の変動が見られたが、降雨と連動しており、工事の影響と考えられる著しい変動はみられなかった。道路面の変位については、各街区ともに著しい変動はみられなかった。</p> <p>3 水循環（地下水の揚水に伴う地下水の水位の変化の程度） 地下水位は2地点ともに1～2mの幅の変動が見られたが、降雨と連動しており、工事の影響と考えられる著しい変動はみられなかった。</p> <p>4 生物・生態系（棧橋の建設に伴う水生生物の生息環境の変化の内容及びその程度） 3 地点 3 層における浮遊物質量は2～4mg/Lであり、類似事例の調査結果の最大値（予測）（21mg/L）を下回った。また、参考までに隣接する隅田川における環境基準値（50mg/L）を下回った。</p>		

事 項	内 容					
調査結果の内容	5 廃棄物(建設発生土及び建設廃棄物の排出量)					
	(1) 建設発生土の搬出量					
	(予測結果は工事の終了時まで)					
			予測 (m ³)		実績(m ³)	
	土壌汚染対策工事		807,000		724,000	
	その他	建築工事 (土工事)	225,000	313,000	※ 316,600	
		土木工事 (外周通路)	80,000			
		土木工事 (緑地工事等)	8,000			
	※その他の工事の実績搬出量は、区分が明確でないため合算値とした。					
	(2) 建設廃棄物の排出量(土木工事及び地下部分の建築工事)					
(予測結果は工事の終了時まで)						
		廃棄物の種類	単位	予測	事後調査結果	
		今回調査分	累計			
地中障害物 撤去	コンクリート塊	m ³	約84,000	5,629	約106,559	
	木材	m ³	約700	180	約3,239	
	鋼管杭	t	約1,600	337	約2,898	
建築工事 (杭工事等)	建設汚泥	m ³	約49,600	4,518	約4,518	
		m ³	約12,400	1,015	約1,015	
土木工事	建設汚泥	m ³	約800	346	約742	
(今回調査分は平成27年度及び平成28年度の実績値)						
(3) 建設廃棄物の発生量(地上部分の建築工事)						
(予測結果は工事の終了時まで)						
廃棄物の種類			予測	事後調査結果		
			発生量 (t)	今回調査 分(t)	累計(t)	再利用・再資 源化率(%)
分別 廃棄物	がれき類	コンガラ	3,982.7	4,303.0	5,163.2	99.7
		その他	1,129.0	2,843.0	2,951.0	96.4
	ガラスくず・コンクリートく ず及び陶磁器くず	1,410.1	3,852.5	4,175.8	83.4	
	廃プラスチック類	622.7	2,541.0	2,715.1	86	
	金属くず	1,102.5	3,350.3	3,833.8	96.8	
	木くず	1,532.4	2,178.8	2,393.9	97.2	
	紙くず	746.7	1,009.2	1,039.1	92.3	
計			10,526.1	20,077.8	22,272.5	93.2
建設混合廃棄物			4,214.7	3,871.7	4,084.4	75.1
総 計			14,740.8	23,949.5	26,356.8	89.9
(今回調査分は平成27年度及び平成28年度の実績値、再利用・再資源化率は累計に対する割合)						

事 項	内 容																																										
調査結果の内容	(4) 建設廃棄物の発生量（その他土木工事）																																										
	<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2" data-bbox="416 277 874 427" rowspan="2">廃棄物の種類</th> <th colspan="2" data-bbox="879 277 1353 338">実績</th> </tr> <tr> <th data-bbox="879 344 1098 427">発生量 (t)</th> <th data-bbox="1102 344 1353 427">再利用・再資源化率 (%)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="416 434 491 674" rowspan="8">分別 廃棄物</td> <td data-bbox="496 434 667 495" rowspan="2">がれき類</td> <td data-bbox="671 434 874 463">コンガラ</td> <td data-bbox="879 434 1098 463">6,213.2</td> <td data-bbox="1102 434 1353 463">100.0</td> </tr> <tr> <td data-bbox="671 463 874 495">その他</td> <td data-bbox="879 463 1098 495">3,694.7</td> <td data-bbox="1102 463 1353 495">99.2</td> </tr> <tr> <td data-bbox="496 501 874 584">ガラスくず、コンクリートくず、陶磁器くず</td> <td data-bbox="879 501 1098 584">114.3</td> <td data-bbox="1102 501 1353 584">67.0</td> </tr> <tr> <td data-bbox="496 591 874 620">廃プラスチック類</td> <td data-bbox="879 591 1098 620">246.3</td> <td data-bbox="1102 591 1353 620">87.4</td> </tr> <tr> <td data-bbox="496 627 874 656">金属くず</td> <td data-bbox="879 627 1098 656">1,486.4</td> <td data-bbox="1102 627 1353 656">99.8</td> </tr> <tr> <td data-bbox="496 663 874 692">木くず</td> <td data-bbox="879 663 1098 692">424.5</td> <td data-bbox="1102 663 1353 692">99.8</td> </tr> <tr> <td data-bbox="496 698 874 728">紙くず</td> <td data-bbox="879 698 1098 728">87.9</td> <td data-bbox="1102 698 1353 728">94.1</td> </tr> <tr> <td data-bbox="496 734 874 763">計</td> <td data-bbox="879 734 1098 763">12,267.2</td> <td data-bbox="1102 734 1353 763">99.1</td> </tr> <tr> <td colspan="2" data-bbox="416 770 874 799">建設混合廃棄物</td> <td data-bbox="879 770 1098 799">618.6</td> <td data-bbox="1102 770 1353 799">89.7</td> </tr> <tr> <td colspan="2" data-bbox="416 806 874 835">総 計</td> <td data-bbox="879 806 1098 835">12,885.8</td> <td data-bbox="1102 806 1353 835">98.7</td> </tr> </tbody> </table> <p data-bbox="416 860 1267 936"> <small>※工事開始は平成25年11月、実績は工事開始から平成29年3月末現在までの累計 ※その他土木工事に関する廃棄物は、当初の評価書において予測評価していなかったため、(2)、(3)とは別表として集計し、報告する。</small> </p> <p data-bbox="416 981 1498 1435"> 地上部分の建築工事は、平成 27 年度及び平成 28 年年度の主要な工事であった。地上部分の建築工事による建設廃棄物の発生量が予測値を上回った理由としては、予測では、廃棄物の発生量を「建設系混合廃棄物の組成及び原単位報告書」等に記載された原単位（全用途）に、計画建築物の延床面積を乗じることで推定しているが、卸売市場の用途の特殊性から、デザイン、構造等が大きく異なる複数の構造物が構築され、使用する建築部材等が多岐に渡ることから、端尺等の使用されない部材が出やすい状況にあったことなどが考えられる。また、再利用・再資源化率が予測結果を下回った理由としては、建築工事で発生するガラスくずのうち、汚れたガラスくずは再利用・再資源化できなかったことなどが考えられる。 </p> <p data-bbox="416 1458 1498 1541"> なお、今後、東京都建設リサイクル推進計画で示された目標値を参考にしながら、今後、一層の発生抑制と再利用・再資源化に努めるものとしている。 </p>				廃棄物の種類		実績		発生量 (t)	再利用・再資源化率 (%)	分別 廃棄物	がれき類	コンガラ	6,213.2	100.0	その他	3,694.7	99.2	ガラスくず、コンクリートくず、陶磁器くず	114.3	67.0	廃プラスチック類	246.3	87.4	金属くず	1,486.4	99.8	木くず	424.5	99.8	紙くず	87.9	94.1	計	12,267.2	99.1	建設混合廃棄物		618.6	89.7	総 計		12,885.8
廃棄物の種類		実績																																									
		発生量 (t)	再利用・再資源化率 (%)																																								
分別 廃棄物	がれき類	コンガラ	6,213.2	100.0																																							
		その他	3,694.7	99.2																																							
	ガラスくず、コンクリートくず、陶磁器くず	114.3	67.0																																								
	廃プラスチック類	246.3	87.4																																								
	金属くず	1,486.4	99.8																																								
	木くず	424.5	99.8																																								
	紙くず	87.9	94.1																																								
	計	12,267.2	99.1																																								
建設混合廃棄物		618.6	89.7																																								
総 計		12,885.8	98.7																																								
苦情の有無	<p data-bbox="416 1554 1498 1697"> 水質汚濁、土壌汚染について、都民や市場関係者から多くの意見があった。これに対し、「豊洲市場における土壌汚染対策等に関する専門家会議」にて対応策の検討を行って都民へ示すとともに、「市場のあり方戦略本部」にて方針を示した。 </p> <p data-bbox="416 1704 1498 1767"> 以上を踏まえ、平成 29 年 8 月 10 日に本事業の土壌汚染対策計画の変更等に関する変更届を提出し、追加対策を行うこととしている。 </p>																																										

変 更 届

事 項	内 容											
事業名	(仮称) 四谷駅前地区市街地再開発事業											
番号・答申日・受理日	1-299-2	H25. 11. 5	H29. 12. 27									
事業の種類	高層建築物の新築											
規 模	計 画 地：新宿区四谷一丁目及び本塩町の一部 事業区域面積：約 2.4ha 敷 地 面 積：約 1.8ha 延 床 面 積：約 140,000 m ² 最 高 高 さ：約 145m 住 宅 戸 数：約 100 戸 主 要 用 途：業務、商業、住宅、教育、駐車場等 工事予定期間：平成 26 年度～平成 32 年度 供用開始予定：平成 32 年度											
変更内容の概略	<p>1 変更理由</p> <p>当初想定していなかった仮設店舗を計画地内に設置し、計画建物完成後に仮設店舗跡地の外構を整備することとなったため、工事予定期間を平成 31 年 8 月から平成 32 年 7 月に、供用開始予定を平成 31 年度から平成 32 年度に変更する。</p> <p>2 主な変更内容</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-top: 10px;"> <thead> <tr> <th style="width: 20%;">項 目</th> <th style="width: 40%;">変更後</th> <th style="width: 40%;">変更前</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>工事予定期間</td> <td style="text-align: center;">平成 26 年 11 月～ 平成 <u>32</u> 年 <u>7</u> 月</td> <td style="text-align: center;">平成 26 年 11 月～ 平成 31 年 8 月</td> </tr> <tr> <td>供用開始予定</td> <td style="text-align: center;">平成 <u>32</u> 年度</td> <td style="text-align: center;">平成 31 年度</td> </tr> </tbody> </table>			項 目	変更後	変更前	工事予定期間	平成 26 年 11 月～ 平成 <u>32</u> 年 <u>7</u> 月	平成 26 年 11 月～ 平成 31 年 8 月	供用開始予定	平成 <u>32</u> 年度	平成 31 年度
項 目	変更後	変更前										
工事予定期間	平成 26 年 11 月～ 平成 <u>32</u> 年 <u>7</u> 月	平成 26 年 11 月～ 平成 31 年 8 月										
供用開始予定	平成 <u>32</u> 年度	平成 31 年度										
環境影響評価項目の再評価(見直し)結果	<p>今回の変更において工事予定期間及び供用開始予定が変わるが、工事の規模等の予測条件に大きな変更はないことから、予測・評価の見直しは行わない。</p>											

変 更 届

事 項	内 容																								
事業名	都営桐ヶ丘団地（第4期・第5期）建替事業																								
番号・答申日・受理日	2-296-2	H24.10.31	H29.12.15																						
事業の種類	住宅団地の新設																								
規 模	<p>計 画 地： 北区桐ヶ丘一、二丁目、赤羽北三丁目、赤羽台三丁目及び赤羽台四丁目の一部</p> <p>計画区域面積： 約 45.4ha</p> <p>住宅建設戸数： 19棟、約 2,000戸 [16棟、約 970戸]</p> <p>最 高 高 さ： G.L. + 約 41m</p> <p>駐 車 場 台 数： 約 200台 [約 130台]</p> <p>工事予定期間： 平成 25 年度～34 年度 [平成 32 年度～37 年度] (予定)</p> <p>供用開始予定： 平成 28 年度～34 年度 [平成 34 年度～37 年度] (予定)</p> <p>※ [] は、第6期事業の内容を示す。</p>																								
変更内容の概略	<p>1 変更理由</p> <p>(1) 第4・5期事業について 基本設計の実施に伴い、建物配置、形状などを変更する。また、土壌汚染対策の実施などにより、施工計画及び供用開始時期を変更する。</p> <p>(2) 第6期事業について 第4・5期事業の事業スケジュールや供用開始時期が変更になっている一方、都営住宅の耐震化率を平成 32 年度末までに 100%とする目標を設定しているが、桐ヶ丘団地の既存住棟は、耐震性が十分確保されておらず、新たな住棟と既存住棟の除却を推進することで耐震化を図る必要がある。 このような考え方の基に今後の計画を検討した結果、平成 31 年度から除却を行う予定とし、第4・5期事業と並行しながら展開していく計画とした。 第6期事業を単独では約 970 戸で対象要件以下であるが、団地全体の建替規模や公共性を踏まえ、第6期による影響も把握し、評価するものとした。</p> <p>2 主な変更内容</p> <p>(1) 第4・5期事業</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 30%;">項 目</th> <th style="width: 35%;">変更後</th> <th style="width: 35%;">変更前</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">建築計画 計画建築物の配置 形状及び階数</td> <td>GN04 街区 北 7F(1棟) 南 8F(1棟)</td> <td>GN04 街区 北 4F、5F(2棟) 南 9F、12F(2棟)</td> </tr> <tr> <td>GN05 街区 北 8F(1棟) 南 8F(1棟)</td> <td>GN05 街区 北 7F、8F(2棟) 南 7F、9F(2棟)</td> </tr> <tr> <td>施工計画</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・ 除却工事着手時期 ・ 第4期工事工程 (工事完了時期) ・ 第5期工事工程 (工事着手時期) </td> </tr> <tr> <td>供用の計画</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・ 第4期供用開始時期 ・ 第5期供用開始時期 </td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) 第6期事業の概略</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tbody> <tr> <td style="width: 40%;">住宅建設戸数</td> <td>16棟、約 970戸</td> </tr> <tr> <td>最高高さ</td> <td>G L + 約 34m</td> </tr> <tr> <td>駐車場台数</td> <td>約 130台</td> </tr> <tr> <td>工事予定期間</td> <td>平成 32 年度～平成 37 年度 (予定)</td> </tr> <tr> <td>供用開始予定</td> <td>平成 34 年度～平成 37 年度 (予定)</td> </tr> </tbody> </table>			項 目	変更後	変更前	建築計画 計画建築物の配置 形状及び階数	GN04 街区 北 7F(1棟) 南 8F(1棟)	GN04 街区 北 4F、5F(2棟) 南 9F、12F(2棟)	GN05 街区 北 8F(1棟) 南 8F(1棟)	GN05 街区 北 7F、8F(2棟) 南 7F、9F(2棟)	施工計画	<ul style="list-style-type: none"> ・ 除却工事着手時期 ・ 第4期工事工程 (工事完了時期) ・ 第5期工事工程 (工事着手時期) 	供用の計画	<ul style="list-style-type: none"> ・ 第4期供用開始時期 ・ 第5期供用開始時期 	住宅建設戸数	16棟、約 970戸	最高高さ	G L + 約 34m	駐車場台数	約 130台	工事予定期間	平成 32 年度～平成 37 年度 (予定)	供用開始予定	平成 34 年度～平成 37 年度 (予定)
項 目	変更後	変更前																							
建築計画 計画建築物の配置 形状及び階数	GN04 街区 北 7F(1棟) 南 8F(1棟)	GN04 街区 北 4F、5F(2棟) 南 9F、12F(2棟)																							
	GN05 街区 北 8F(1棟) 南 8F(1棟)	GN05 街区 北 7F、8F(2棟) 南 7F、9F(2棟)																							
	施工計画	<ul style="list-style-type: none"> ・ 除却工事着手時期 ・ 第4期工事工程 (工事完了時期) ・ 第5期工事工程 (工事着手時期) 																							
	供用の計画	<ul style="list-style-type: none"> ・ 第4期供用開始時期 ・ 第5期供用開始時期 																							
住宅建設戸数	16棟、約 970戸																								
最高高さ	G L + 約 34m																								
駐車場台数	約 130台																								
工事予定期間	平成 32 年度～平成 37 年度 (予定)																								
供用開始予定	平成 34 年度～平成 37 年度 (予定)																								
環境影響評価項目の再評価(見直し)結果	<p>環境影響評価項目のうち、大気汚染、騒音・振動、土壌汚染、日影、電波障害、景観、史跡・文化財、自然との触れ合い活動の場及び廃棄物について予測・評価の見直しを行った。全ての項目について、評価の指標を満足することから、評価の結論は変わらない。</p>																								

東京都環境影響評価条例第 90 条に基づく報告（事業計画の変更）

事 項	内 容		
事 業 名	都市高速道路外郭環状線（世田谷区宇奈根～練馬区大泉町間）事業		
番号・答申日・受理日	法 5	H18. 11. 14	H29. 12. 22
事 業 の 種 類	都市高速道路の新設		
規 模	<p>事 業 区 間：起点 世田谷区宇奈根三丁目 終点 練馬区大泉町四丁目</p> <p>道 路 延 長：約 16 k m</p> <p>道 路 規 格：第 2 種 第 1 級（自動車専用道路）</p> <p>車 線 数：往復 6 車線</p> <p>設 計 速 度：80km/時（本線部）</p> <p>工 事 予 定 期 間：平成 23 年度～平成 32 年度（予定）</p> <p>供 用 開 始：平成 32 年度（予定）</p>		
変 更 内 容 の 概 略	<p>1 主な変更理由</p> <p>大泉ジャンクション・目白通りインターチェンジのトンネルについて当初予定していた開削工法では施工上支障が生じたため一部を非開削工法に構造変更をする。</p> <p>2 変更内容</p> <p>本線シールドトンネルとランプシールドトンネルの分岐・合流する部分において開削工法を行う予定であった一部を非開削工法(地中切り開き及びシールドトンネル)に構造変更することにより施工方法の見直しをする。</p>		
環 境 影 響 評 価 項 目 の 再 評 価 (見 直 し) 結 果	<p>今回の地中拡幅部の構造及び施工計画の変更に伴い、大気質、騒音、振動及び廃棄物等について、予測・評価の見直しを行ったが、変更前と評価の結論は変わらない。</p>		

平成29年度「東京都環境影響評価審議会」第10回総会
速 記 録

平成30年1月30日（火）

都庁第二本庁舎31階 特別会議室21

(午前10時00分開会)

○池田アセスメント担当課長 始めさせていただきますと思います。

本日は、お忙しい中、御出席をいただきまして、ありがとうございます。

事務局から御報告を申し上げます。現在、委員21名のうち17名の御出席をいただいております、定足数を満たしております。

それでは、平成29年度第10回総会の開催をお願いいたします。

本日は、傍聴の申し出がございましたので、よろしくをお願いいたします。

○町田審議会会長代理 今日、柳会長は御欠席ですので、私が代理を務めさせていただきます。よろしくをお願いいたします。

会議に入ります前に、本日は傍聴を希望される方がおります。「東京都環境影響評価審議会の運営に関する要綱」第6条第3項の規定により、会場の都合から、傍聴人の数を30名程度とします。

それでは、傍聴人の方を入場させてください。

(傍聴人入場・着席)

○町田審議会会長代理 傍聴人の皆様、おはようございます。お寒いところ、御参集ありがとうございました。傍聴の方は、傍聴希望案件が終了次第、退室されて結構でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、ただいまから、平成29年度「東京都環境影響評価審議会」第10回総会を開催いたします。

本日の会議は、次第にありますように、答申3件及び受理報告を受けることといたします。

最初の議事でございますが、「(仮称)西日暮里駅前地区第一種市街地再開発事業」環境影響評価調査計画書の答申に係る審議を行います。

この案件につきましては第一部会で審議いたしましたので、その結果について第一部会長の私から報告をさせていただきます。

まず、資料1をご覧いただきたいと思います。初めに、部会で取りまとめました答申案文について事務局から朗読をお願いいたします。

○真田アセスメント担当課長 それでは、資料の1ページ目、資料1でございます。

答申案文を読み上げさせていただきます。

平成30年1月30日

東京都環境影響評価審議会

会長 柳 憲一郎 殿

東京都環境影響評価審議会

第一部会長 町田 信夫

「(仮称)西日暮里駅前地区第一種市街地再開発事業」環境影響評価調査計画書について
このことについて、当部会において調査、審議した結果は別紙のとおりです。

資料の2ページ目をお開きください。別紙でございます。

「(仮称)西日暮里駅前地区第一種市街地再開発事業」に係る環境影響評価調査計画書について。

第1 審議経過

本審議会では、平成29年11月20日に「(仮称)西日暮里駅前地区第一種市街地再開発事業」に係る環境影響評価調査計画書(以下「調査計画書」という。)について諮問されて以降、部会における審議を行い、都民及び周知地域区長の意見等を勘案して、その内容について検討した。

その審議経過は付表のとおりである。

付表につきましては、次の3ページにございます審議経過のとおりでございます。

第2 審議結果

【騒音・振動】

建設機械の稼働に伴う建設作業の騒音・振動の予測において、予測の対象時点を建設機械の稼働による影響が最大となる時点としているが、本事業では既存建物の解体工事が行われることから、解体工事及び建設工事に伴う影響が最大となる時点について、それぞれ予測・評価すること。

【景観】

代表的な眺望地点において、不特定多数の人の利用度等が高い場所として10地点を選定しているが、計画地北側にも住宅や公園等が多く存在することから、計画地北側の近景域又は中景域において調査地点を追加するとともに、計画建築物による眺望の変化の程度について予測・評価すること。

第3 その他

環境影響評価の項目及び評価等の手法を選定するに当たっては、条例第47条第1項の規定に基づき、調査計画書に係る都民及び周知地域区長の意見並びに今後の事業計画の具体化を踏まえて検討すること。

なお、選定した環境影響評価の項目のほか、事業計画の具体化に伴い、新たに調査等が必要となる環境影響評価項目が生じた場合には、環境影響評価書案において対応すること。

補足の説明をさせていただきたいと思います。

今回、先日開催されました第一部会におきまして、本調査計画書に対する関係区長であります荒川区長からの意見として、計画地内に地下水の観測井戸、観測井について複数実施することという意見がございまして、これについて奥委員より、複数の観測井とは、調査計画書に記載されている2か所の測定では不十分ということではないかという御指摘をいただきました。

これについて事務局にて確認したところ、調査計画書で記載されている2か所の測定をきちんと実施してほしいという意図を確認しましたので、それを御報告させていただきます。

以上でございます。

○町田審議会会長代理 ありがとうございます。

それでは、審議の経過について御報告いたします。

本調査計画書は、平成29年11月20日に当審議会に諮問され、第一部会に付託されました。本事業は、荒川区西日暮里五丁目に位置する約1.2haの事業区域において、共同住宅、店舗等の用途を含む2棟の建築物を計画するものであります。対象事業の種類は「高層建築物の新築」でございます。

次に、答申案の内容について御説明をいたします。

まず、騒音・振動の意見ですが、建設作業の騒音・振動の予測において、本事業では既存の建物の解体工事が行われることから、解体工事及び建設工事に伴う影響が最大となる時点について、それぞれ予測・評価することを求めるものでございます。

次に、景観の意見ですが、計画地北側にも住宅等が多く存在することから、計画地北側の近景域または中景域において調査地点を追加し、眺望の変化の程度について予測・評価することを求めるものでございます。

本調査計画書に対しましては、都民から1件の意見書の提出がありました。

また、周知地域区長である荒川区長、文京区長、台東区長及び北区長から意見が提出されております。

本件の審議に当たりましては、これらの内容を踏まえつつ、審議いたしました結果、ここに指摘する事項に留意して評価書案を作成するよう求める次第でございます。

以上で私からの報告を終わります。

ただいまの報告について、何か御意見等はございますでしょうか。先ほど事務局から答申案文の朗読の中に、水循環において観測井の話も補足がございました。

それでは、委員の皆様から御質問等がございましたらお願いいたします。

宮越委員、お願いします。

○宮越委員 観測井戸について教えていただきたいことがあるのですけれども、今、2点というところで設置すると書いてあるのですけれども、No.2のほうは建物の建設用地のちょうど真ん中ぐらいになっていて、地図を見ると商業ホール、75mで地下30mの建設地になっていると思うのですけれども、この観測井戸は工事中はどんなふうに設置するのでしょうか。ちょうど建物とかぶってしまうような気がするのです。No.1のほうは建物用地の外だからモニタリングできると思うのですが。

○真田アセスメント担当課長 No.2のほうはちょうど計画地の中央にあるのですけれども、実際に建設工事が始まって観測井のところも掘削することになった場合には、建物工事に支障にならない場所に移設をする計画と聞いております。

○宮越委員 では、場所が変わるということですか。

○真田アセスメント担当課長 はい。そのとおりでございます。

○宮越委員 途中で場所が変わってしまったら、何をみているか分からなくなってしまうのではないかなと不安があるのですが、その辺もちゃんと大丈夫なように、連続性を保てるように場所を選定して井戸を設置するということですか。

○真田アセスメント担当課長 いきなり例えばNo.2をやめて、すぐに移設するというのではなくて、真ん中のNo.2と新しいところと両方同時に測定する期間をある程度置きながら次の場所に移行するというので、それで連続性を保とうという意図で考えてございます。

○宮越委員 変動パターンなどが同じだと確認してということですね。

○真田アセスメント担当課長 はい、そうです。

○宮越委員 分かりました。データの連続性というのは大事だと思うので、その辺を注意してモニタリングをしていただけるといいのではないかと思います。

○真田アセスメント担当課長 了解しました。

○町田審議会会長代理 ありがとうございます。

よろしいですか。

今の観測のNo.2は、当初から場所を変えるということは想定されていた話なのですね。ちょ

つと確認です。

○真田アセスメント担当課長 今の時点ですと計画地内に建物があるということで、観測井の井戸がとれる場所というのは旧学校の跡地のところしかないものですので、当然、そこを掘削するとなれば移設するしかないということで、これは当初から予定されていたと推測されます。

○町田審議会会長代理 ほかに御意見はございますでしょうか。

寺島委員、お願いします。

○寺島委員 部会ของときにも申し上げたかと思うのですがけれども、史跡・文化財のうちの埋蔵文化財は、今回は選定されていないので結構なのですがけれども、90ページをご覧いただきますと、灰色のトーンをかぶせたところが全部遺跡になっておりまして、そのちょうど近接したところに今回の位置があるということで、現在、周知の遺跡として認定はされておられませんけれども、十分に地元の教育委員会と協議しながら、意思の疎通を十分に行いながら仕事を行ってほしいと、しつこいようですがけれども、重ねてお願いいたします。

○町田審議会会長代理 寺島委員から御要望が1件出ました。

○真田アセスメント担当課長 事務局からきちんと事業者のほうに伝えておきます。

○町田審議会会長代理 ありがとうございます。

ほかに御意見ございますか。よろしいですか。

それでは、御意見がないようでございますので、ただいまの報告をもちまして審議会の答申としたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(「異議なし」と声あり)

○町田審議会会長代理 ありがとうございます。

それでは、そのようにさせていただきます。事務局で答申書のかがみを配付してください。

(かがみ配付)

○町田審議会会長代理 それでは、答申書を読み上げてください。

○真田アセスメント担当課長 読み上げます。

29東環審第26号

平成30年1月30日

東京都知事 殿

東京都環境影響評価審議会

会長 柳 憲一郎

「(仮称)西日暮里駅前地区第一種市街地再開発事業」環境影響評価調査計画書について(答申)

平成29年11月20日付29環総政第660号(諮問第477号)で諮問があったこのことについて、当審議会の意見は別紙のとおりです。

別紙については省略をさせていただきます。

以上でございます。

○町田審議会会長代理 ただいま朗読しましたとおり、知事に答申することといたします。ありがとうございました。

次の議案に入ります。「(仮称)泉岳寺周辺地区市街地再開発事業」環境影響評価調査計画書の答申に係る審議を行います。

この案件につきましては第二部会で審議していただきましたので、その結果について平手第二部会長から報告を受けることといたします。よろしく願いいたします。

○平手第二部会長 それでは、資料2をご覧ください。

初めに、部会で取りまとめました答申案文について、事務局から朗読してください。

○池田アセスメント担当課長 それでは、事務局のほうで読み上げさせていただきます。本日の資料の4ページをお開きください。資料2でございます。

平成30年1月30日

東京都環境影響評価審議会

会長 柳 憲一郎 殿

東京都環境影響評価審議会

第二部会長 平手 小太郎

「(仮称)泉岳寺周辺地区市街地再開発事業」環境影響評価調査計画書について

このことについて、当部会において調査、審議した結果は別紙のとおりです。

右側が別紙でございます。

「(仮称)泉岳寺周辺地区市街地再開発事業」に係る環境影響評価調査計画書について

第1 審議経過

本審議会では、平成29年11月21日に「(仮称)泉岳寺周辺地区市街地再開発事業」に係る環境影響評価調査計画書(以下「調査計画書」という。)について諮問されて以降、部会における審議を行い、都民及び周知地域区長の意見等を勘案して、その内容について検討した。

その審議経過は付表のとおりである。

付表につきましては、6ページでございます。

第2 審議結果

【騒音・振動】

建設機械の稼働に伴う建設作業の騒音・振動の予測において、予測の対象時点を建設機械の稼働による影響が最大となる時点としているが、本事業では既存建物の解体工事が行われることから、解体工事及び建設工事に伴う影響が最大となる時点について、それぞれ予測・評価すること。

第3 その他

環境影響評価の項目及び調査等の手法を選定するに当たっては、条例第47条第1項の規定に基づき、調査計画書に係る都民及び周知地域区長の意見並びに今後の事業計画の具体化を踏まえて検討すること。

なお、選定した環境影響評価の項目のほか、事業計画の具体化に伴い、新たに調査等が必要となる環境影響評価の項目が生じた場合には、環境影響評価書案において対応すること。

以上でございます。

○平手第二部会長 それでは、審議の経過について御報告いたします。

本調査計画書は、平成11月21日に当審議会に諮問され、第二部に付託されました。

本事業は、港区高輪二丁目に位置する約1万8,000㎡の事業区域において、住宅、業務、店舗等の用途を含む3棟の建築物を計画するものであり、対象事業の種類は「高層建築物の新築」でございます。

次に、答申案の内容について御説明いたします。

まず、【騒音・振動】の意見ですが、建設作業の騒音・振動の予測において、本事業では既存の建物の解体工事が行われることから、解体工事及び建設工事に伴う影響が最大となる時点について、それぞれ予測・評価することを求めるものでございます。

本調査計画書に対しましては、都民から13件意見書の提出がありました。

また、周知地域区長である港区長から意見が提出されております。

本件の審議に当たりましては、これらの内容を踏まえつつ審議いたしました結果、ここに指摘する事項に留意して評価書案を作成するよう求める次第でございます。

以上で私からの報告を終わります。

○町田審議会会長代理 ありがとうございます。

ただいまの報告につきまして、何か御意見等がございましたらお願いいたします。

発言がないようでございますので、ただいまの報告をもちまして審議会の答申としたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(「異議なし」と声あり)

○町田審議会会長代理 ありがとうございます。それでは、そのようにさせていただきます。

事務局で答申書のかがみを配付してください。

(かがみ配付)

○町田審議会会長代理 それでは、答申書を読み上げてください。

○池田アセスメント担当課長 それでは、読み上げます。

29東環審第27号

平成30年1月30日

東京都知事 殿

東京都環境影響評価審議会

会長 柳 憲一郎

「(仮称)泉岳寺周辺地区市街地再開発事業」環境影響評価調査計画書について(答申)

平成29年11月21日付29環総政第665号(諮問第478号)で諮問があったこのことについて、当審議会の意見は別紙のとおりです。

別紙につきましては、先ほど読み上げましたので、省略をさせていただきます。

○町田審議会会長代理 ただいま朗読しましたとおり、知事に答申することといたします。

それでは、次の議事に移らせていただきます。「東京都市計画道路幹線街路環状第4号線(港区港南一丁目～同区白金台三丁目間)建設事業」に係る特例環境配慮書の答申に係る審議を行います。

この案件につきましては第二部会で審議していただきましたので、その結果について平手第二部会長から報告を受けることといたします。よろしくをお願いいたします。

○平手第二部会長 それでは、資料3をご覧ください。初めに、部会で取りまとめました答申案文について事務局から朗読してください。

○真田アセスメント担当課長 それでは、資料3、7ページをお開きください。

平成30年1月30日

東京都環境影響評価審議会

会長 柳 憲一郎 殿

東京都環境影響評価審議会

第二部会長 平手 小太郎

「東京都市計画道路幹線街路環状第4号線(港区港南一丁目～同区白金台三丁目間)建設事業」特例環境配慮書について

このことについて、当部会において調査・審議した結果は別紙のとおりです。

8ページの別紙をご覧ください。

「東京都市計画道路幹線街路環状第4号線(港区港南一丁目～同区白金台三丁目間)建設事業」に係る特例環境配慮書について

第1 審議経過

本審議会では、平成29年3月28日に「東京都市計画道路幹線街路環状第4号線(港区港南一丁目～同区白金台三丁目間)建設事業」特例環境配慮書(以下「配慮書」という。)について諮問されて以降、部会における審議を重ね、配慮書において示された複数の対象計画案について提出された都民の意見及び関係地域区長の意見等を勘案して、その内容について検討した。

その審議経過は付表のとおりである。

付表につきましては、10ページにお示しいたしました審議経過のとおりでございます。

また8ページにお戻りください。

第2 審議結果

本事業の配慮書における調査、予測及び評価は、おおむね「東京都環境影響評価技術指針」に従って行われ、その記載内容は事業段階環境影響評価における環境影響評価書案に相当するものと認められる。

なお、環境影響評価書を作成するに当たっては、次に指摘する事項について留意するとともに、関係住民が一層理解しやすいものとなるよう努めるべきである。

【騒音・振動】

自動車の走行に伴う道路交通騒音レベルは、評価の指標とした環境基準と同値又はわずかに下回る程度であり、また、計画道路に近接して幼稚園などの教育施設が存在し、本事業による影響が懸念されていることから、環境保全のための措置を徹底するとともに

に、より一層の環境保全のための措置について検討すること。

【景観】

橋梁構造区間においては、「品川駅・新駅周辺景観形成特別地区」に指定されており、また、地域住民からも景観への影響の懸念も示されていることから、今後、詳細なデザインや色彩等を決定するに当たっては、専門家等の意見を反映するよう努めること。

【廃棄物】

工事の施行に伴う建設廃棄物等の予測において、区間別に排出量、再資源化量等を推計しているが、高輪・港南区間においては、複数の道路構造となっていることから、道路構造別に排出量、再資源化量等を推計し、環境影響の程度について評価すること。

以上でございます。

○平手第二部会長 それでは、審議の経過について御報告いたします。

本特例環境配慮書は、平成29年3月28日に当審議会に諮問され、第二部会に付託されました。それ以降、現地調査及び部会における4回の審議を行い、ただいま朗読いたしました答申案文として取りまとめることといたしました。

この間、本特例環境配慮書に対しまして、都民から14件の意見書の提出がありました。また、関係区長である港区長及び品川区長から意見が提出されております。

この意見に対しましては、見解書におきまして事業者の見解が示されております。

なお、都民の意見を聴く会につきましては、都民からの公述の申し出がなかったため、開催されませんでした。

本件の審議に当たりましては、これらの内容を踏まえつつ審議いたしました結果、本特例環境配慮書における現況調査、予測及び評価は、おおむね東京都環境影響評価技術指針に従って行われ、その記載内容は事業段階環境影響評価における環境影響評価書案に相当するものと認められますが、環境影響評価書を作成するに当たりましては、関係住民が一層理解しやすいものとなるよう努めるとともに、ここに指摘する事項に留意するよう求めることといたします。

次に、指摘の内容に御説明いたします。

本事業は、港区港南一丁目から同区白金台三丁目までの約2.1キロの区間において、平面構造及び橋梁構造により、本線往復4車線の道路を整備するものであり、対象事業の種類は「道路の新設」でございます。

次に、答申案の内容について御説明いたします。

まず、騒音・振動の意見ですが、自動車の走行に伴う道路交通騒音レベルは、環境基準と同値又はわずかに下回る程度であり、また、計画道路に近接して教育施設が存在することなどから、より一層の環境保全のための措置について検討することを求めるものでございます。

次に、景観の意見ですが、橋梁構造区間においては品川駅・新駅周辺景観形成特別地区に指定され、地域住民からも景観への影響の懸念が示されていることから、今後、詳細なデザイン等を決定するに当たっては、専門家等の意見を反映するよう努めることを求めるものでございます。

最後に、廃棄物の意見ですが、高輪・港南区間においては、複数の道路構造となっていることから、道路構造別区に工事に伴う建設廃棄物の排出量、再資源化量等を推計し、環境の影響の程度について評価することを求めるものでございます。

以上で私からの報告を終わります。

○町田審議会会長代理 ありがとうございます。

ただいまの報告につきまして、何か御意見、御質問等がございましたらお願いいたします。

特に御発言はないようでございますので、ただいまの報告をもちまして審議会の答申としたいと思います。よろしいでしょうか。

(「異議なし」と声あり)

○町田審議会会長代理 ありがとうございます。それでは、そのようにさせていただきます。

事務局で答申書のかがみを配付してください。

(かがみ配付)

○町田審議会会長代理 答申書を読み上げてください。

○真田アセスメント担当課長 それでは、答申書を読み上げます。

29東環審第28号

平成30年1月30日

東京都知事 殿

東京都環境影響評価審議会

会長 柳 憲一郎

「東京都市計画道路幹線街路環状第4号線(港区港南一丁目～同区白金台三丁目間)建設事業」特例環境配慮書について(答申)

平成29年3月28日付28環総政第1046号(諮問第471号)で諮問があったこのことについて、当

審議会の意見は別紙のとおりです。

別紙については省略をさせていただきます。

以上でございます。

○町田審議会会長代理 ただいま朗読しましたとおり、知事に答申することといたします。

次に資料4、受理関係に移ります。受理関係について、事務局から報告をお願いいたします。

○池田アセスメント担当課長 それでは、受理関係について御報告をいたします。

お手元の資料の11ページ、資料4でございます。まず、今回の受理報告でございますけれども、事後調査報告書が5件、変更届が2件、その他としまして条例第90条に基づく報告等ということで1件でございます。

なお、その他の第90条に基づく報告につきましては、この案件は法アセスでやっている関係で、法アセスの仕組みとして変更届の仕組みがないものですから、東京都においては第90条の報告に基づいて事業者のほうに変更の報告を上げてくるという形にしています。

それでは、受理報告につきまして担当から御説明をさせていただきます。

○真田アセスメント担当課長 それでは、御説明いたします。資料の12ページをお開きください。もう一つ、皆様のお手元でございます「産業廃棄物(埋設廃棄物等)処理施設建設事業」、この事後調査報告書に沿って説明させていただきます。

事業名は、「産業廃棄物(埋設廃棄物等)処理施設建設事業」でございます。

事業の種類としては、廃棄物処理施設の設置でございます。

規模についてでございますが、事後調査報告書の4ページをお開きください。この廃棄物処理施設の位置が書いてございます。場所は大田区城南島三丁目1番5でございまして、羽田空港や京浜島のすぐそばにある場所でございます。

7ページをお開きください。今回の計画ですが、敷地面積が8,947.17㎡で、建築面積が4,040.34㎡、延床面積が5,432.22㎡でございます。

施設の用途としては、産業廃棄物(埋設廃棄物等)の処理及び汚染土壌の処理でございます。

工事期間が平成27年11月～平成29年5月。

供用開始が平成29年6月となっております。

また資料の12ページにお戻りください。今回、事後調査の区分としては、工事の施行中その2でございまして、調査項目・調査事項は、地盤、水循環、廃棄物でございます。

まず、地盤でございますが、こちらは地下水の水位及び流況の変化の程度でございます。計画地内の観測井戸における地下水位は調査期間を通して安定的に推移し、著しい水位の低

下は認められなかったことから、地下水の変化に伴う地盤の程度は小さかったと考えられるとしてございます。

次に水循環でございます。こちらに関しましても、計画地内の観測井戸における地下水位については、調査期間を通して安定的に推移しておりました。そのことから、地下水の水位及び流況の変化の程度は小さかったと考えられるとしてございます。

次に、3番の廃棄物でございます。掘削工事等に伴う建設発生土及び建設汚泥の発生量でございますが、こちらは予測を上回っておりますが、これにつきましては予測時に想定しなかった地中埋設物を掘削除去した関係で、その埋め戻しには新たに流動化処理した土を用いたため、予測を上回ったとしてございます。

次に(2)の建設工事に伴う建設廃棄物の発生量でございます。こちらの表を見ていただきますと、コンクリート塊が予測と事後調査結果を比較しますとかなり増えてございます。これにつきましては、予測時は工場棟を鉄骨造としてございましたが、詳細設計後、鉄筋コンクリート造も用いた構造としたことから、一部の廃棄物において予測結果を上回ったというものでございます。

苦情の有無については、無しとしてございます。

報告は以上でございます。

○町田審議会会長代理 事後調査報告5件が終わりましたら、御質問等を受けたいと思いますので、続けて説明をお願いいたします。

○真田アセスメント担当課長 それでは、事後調査報告書13ページをお開きください。もう一つ、事後調査報告書は水色の事後調査報告書、工事の完了後と書かれました事後調査報告書に沿って説明をさせていただきます。

それでは、13ページをお開きください。事業名が「(仮称)立川立飛商業施設計画」でございます。事業の種類は、自動車駐車場の設置でございます。

事後調査報告書の6ページをお開きください。場所は、立川市泉町935番の1というところで、多摩都市モノレールの立飛駅前にあります商業施設でございます。

8ページをお開きください。こちらは計画敷地面積9万4,000㎡、延床面積が15万4,117㎡、駐車場台数が3,126台、主要用途は店舗でございます。

工事期間は、平成26年8月～平成27年10月でございます。

供用開始が平成27年12月からとなっております。

また資料の13ページにお戻りください。今回、事後調査の区分としては、工事の完了後で

ございます。調査項目・調査事項は、大気汚染、騒音・振動、日影、景観、廃棄物、温室効果ガスとなっております。

調査結果の内容について説明いたします。まず、大気汚染でございます。設備の稼働に伴う二酸化窒素の大気中における濃度でございます。こちらは、二酸化窒素の期間平均値0.016ppmは、予測結果である0.01887ppmを下回ってございました。また、日平均値の最大値0.023ppmは予測結果である0.036ppmを下回り、参考比較した環境基準（0.04ppmから0.06ppmまでのゾーン内またはそれ以下）を満足をしてございました。

関連車両の走行に伴う二酸化窒素及び浮遊粒子状物質の大気中における濃度でございます。こちらは二酸化窒素の期間平均値0.015ppm～0.017ppmは、全ての地点で予測結果である0.01856ppm～0.02059ppmを下回っております。また、日平均の最大値0.020ppm～0.025ppmは、全ての地点で予測結果である0.035～0.038ppmを下回り、参考比較した環境基準を満足してございました。

浮遊粒子状物質の期間平均値0.012mg/m³は、全ての地点で予測結果である0.029046mg/m³を下回ってございました。また、日平均の最高値0.020mg/m³は、全ての地点で予測結果である0.061mg/m³を下回り、参考比較した環境基準0.10mg/m³以下を下回ったという結果でございました。

次に騒音・振動でございます。まず、設備の稼働に伴う騒音でございます。等価騒音レベル(L_{Aeq})の事後調査結果、昼間56dB、夜間50dBは、予測結果、昼間47.8dB、夜間39.4dBを上回り、環境基準の60dBまたは50dB以下と同程度または下回ったという結果でございました。

また、騒音レベルの最大値(L_{Amax})の事後調査結果57dBは、予測結果である48.4dB及び規制基準50dBを上回ったという結果でございました。上回った理由としては、この敷地の西側にあります道路交通騒音などが影響したことにより上回ったということが考えられるとしてございます。

関連車両の走行に伴う騒音・振動でございます。道路交通騒音レベル(L_{Aeq})の事後調査結果である昼間で64dB～65dB、夜間で59dB～62dBは、1地点で予測結果を上回り、残りの地点で予測結果である昼間で66dB～68dB、夜間59dB～61dBと同程度または下回ったということでございます。また、全ての地点で環境基準である昼間で70dBまたは60dB以下、夜間が65dBまたは55dB以下を下回ったという結果でございます。上回った理由としては、予測条件より大型車両の台数が増加していたことが考えられるとしてございます。

次に、道路交通振動レベル(L₁₀)の事後調査結果は、昼間で38dB～52dB、夜間で38dB～47dB

でございます、1地点で予測結果を上回り、残りの地点で予測結果である昼間で43dB～49dB、夜間で35dB～49dBと同程度または下回ったという結果でございます。また、全ての地点で規制基準である昼間で65dBまたは60dB以下、夜間で60dBまたは55dB以下を下回った結果でございます。1地点で予測結果を上回った理由としては、舗装の状況が悪化して悪かったということが考えられるとしてございます。

引き続きまして、資料の14ページをお開きください。日影(計画建築物の存在に伴う冬至日における日影の範囲、日影となる時刻、時間数等の日影の状況の変化の程度)でございます。こちらにつきましては、事後調査報告書の80ページをお開きください。時刻別日影の範囲は、屋上のエレベーターホール等の位置の変更により、8時と9時で予測結果と異なっているが、10時から16時の日影の範囲は予測結果とおおむね同程度であった。等時間日影の範囲は、予測結果とおおむね同程度であったということです。

80ページと81ページを並べてご覧いただきますと、予測結果が80ページ、事後調査結果が81ページですが、ほぼ同じ等時間日影線が出ているということが分かるかと思います。

また資料の14ページにお戻りください。景観でございます。景観建築物の存在に伴う主要な景観構成要素の改変の程度及びその改変による地域景観の特性の変化の程度でございます。

建築物の高さを多摩都市モノレールの駅舎の高さと同程度に抑え、周辺の景観と調和するように配慮するとともに、モノレール側に平面駐車場を配置し、開放的な賑わいのある空間を創出するなど、事後調査結果はおおむね予測結果と同様であった。

計画建築物の存在に伴う代表的な眺望地点からの眺望の変化の程度でございます。近景の地点からは計画建築物が出現し、新たなランドマークが形成され、離れた地点からは計画建築物の上部が視認されるが、スカイラインの変化は少なく、事後調査結果は予測結果と同様であったとなっております。

これにつきましても事後調査報告書の28ページを見ていただきますと、写真の6-6ですが、左側に立飛駅が載ってございまして、右側に計画建築物が建っておりますが、立飛駅の高さと計画建築物の最高高さを見比べていただきますと、ほぼ同じ程度であることがお分かりになるかと思います。

また、29ページの写真の6-9をご覧いただきますと、ちょうど左端に立飛駅の乗り降りする階段が左端に載っておりますけれども、こちらは立飛駅、モノレールの側に平面駐車場が配置されており、写真の6-6とあわせて開放的な賑わいのある空間を創出するなど、事後調査はおおむね予測結果と同様であったという結果でございます。

それでは、89ページの写真をご覧ください。これは建物から近景の写真でございます。予測結果、事後調査結果ですが、予測結果を見ていただきますと、多摩都市モノレールの沿線にこの建物が新たなランドマークを形成しているという状況です。

90ページの写真をご覧ください。上が予測結果、下が事後調査結果でございますが、一部、事後調査結果のほうで書いてあります立川タクロスという高さが128メートルの建物が建っておりますが、離れた地点からは、ここにありますとおり、計画建築物の上部が視認されるけれども、スカイラインの変化は少なく、事後調査結果については予測結果と同様であったとさせていただきます。

また資料の14ページにお戻りください。廃棄物（施設の供用に伴う廃棄物の種類及び発生量）でございます。廃棄物の発生量ですけれども、予測結果と同程度または下回っているという結果でございました。リサイクル率についても、全て予測結果と同程度または予測を上回っているという結果になってございます。

次に、温室効果ガス（施設の供用に伴うエネルギー使用による温室効果ガスの排出量及びその削減の程度）でございます。こちらの表を見ていただきますと、予測結果と事後調査結果でガスの使用量が増えているということがお分かりになるかと思えます。こちらにつきまして、予測結果を上回った理由としては、この商業施設において、ガスを多く消費する飲食店の占める割合が想定よりも高かったことが考えられるとさせていただきます。

この事業につきまして苦情の有無ですが、特にございませんでした。

以上でございます。

○池田アセスメント担当課長 続きまして、本日の資料の15ページをご覧ください。事業名は「東京都市計画道路環状第8号線（練馬区南田中～高松間）建設事業」でございます。実際の報告書につきましては、薄ピンク色の冊子になりますので、お手元に置いてご覧ください。

こちらの事業ですが、答申は平成6年10月、受理日は平成30年1月18日でございます。事業の種類は道路の新設です。

規模でございますけれども、今御説明した薄いピンク色の図書をご覧ください。5ページが対象路線位置図でございます。この地図の左下側、杉並区のほうから環状8号線が上がってくるのでございますけれども、その先、北のほうに向かうと笹目通りになってございますが、そこに新しく今回の報告する道路、この点線部を設けるという事業でございます。起点は、先ほど言いましたように、練馬区南田中二丁目から終点は高松一丁目でございます。延長につきましては、約2.6kmでございます。

本日の資料の15ページにお戻りください。今回の事後調査の区分は、工事の完了後その2でございます。調査項目は、大気汚染、騒音・振動、低周波空気振動でございます。

大気汚染(自動車の走行による大気汚染)でございます。二酸化窒素の期間(4季7日間)の平均値が0.020ppm～0.022ppmでございます。全ての地点で予測結果の0.026ppm～0.028ppmを下回ってございました。日平均値の最大値0.042～0.051ppmにつきましては、全ての地点で予測結果の0.052ppm～0.054ppmを下回るとともに、参考比較した環境基準を満たしてございます。

一酸化炭素の期間(4季7日間)の平均値0.34ppm～0.37ppmは、全ての地点で予測結果の1.02ppm～1.06ppmを下回り、日平均値の最大値0.6ppm～0.7ppmは、全ての地点で予測結果2.8ppmを下回るとともに、参考比較しました環境基準を下回ってございました。

二酸化硫黄の期間(4季7日間)の平均値0.001ppmは、全ての地点で予測結果の0.008ppm～0.009ppmを下回り、日平均値の最大値0.002ppm～0.003ppmは、全ての地点で予測結果0.020ppm～0.021ppmを下回るとともに、参考比較しました環境基準を下回ってございます。

次に、騒音(道路交通騒音)でございます。掘割部におけます道路交通騒音レベルの事後調査結果ですが、昼間は58dB～60dB、夜間は54dB～55dBでして、予測結果の昼間58dB～60dB、夜間53dB～54dBと同程度でございました。

高架部がございまして、こちらの道路交通騒音レベルにつきましては、昼間64dB、夜間61dBで、予測結果の昼間62dB、夜間56dBを夜間で上回っておりました。

お手元の報告書の55ページをお開きください。今回高架部で上回った理由で、こちらは高架部ということで側道ですが、側道における夜間の交通量及び大型車混入率が予測適用条件より大きいこと等が原因と考えられてございます。

こちらの55ページに表が2つございまして、上が本線、下が側道になってございます。今回高架部分につきましては、側道のBの断面になります。その真ん中あたりの大型車混入率を見ていただければと思います。3つに表が分かれていまして、予測適用条件が評価書のときの混入率でございますけれども、8%台を予測しておりましたが、今回の測定値で混入率が昼間においては13.6%、夜間については16.9%ということで、特に夜間については倍増しているような状況にございます。

ちなみに、真ん中の測定値の右横に前回測定値がございまして、約10年前にその1で報告したときの測定値でございます。このときも同様に、混入率は現在より高い感じでございます。

本日の資料の15ページにお戻りください。次に平面部における道路交通騒音レベルの事後調査結果でございます。昼間58dB、夜間56dBは、予測結果(昼間56dB、夜間52dB)で夜間を上回っております。予測結果を上回った理由としましては、こちらの道路は低騒音舗装をしておりますけれども、経年変化等が原因として考えられてございます。

なお、いずれの調査地点と時間区分におきましても、環境基準の昼間70dB以下、夜間65dB以下を下回ってございました。

16ページに移ります。振動(道路交通振動)でございます。掘割部における道路交通振動レベルの事後調査結果は、昼間30dB～33dB、夜間27dB～34dBで、予測結果の昼間41dB～47dB、夜間26dB～35dBを夜間における1地点を除いて下回ってございました。夜間における1地点で予測結果を上回った理由としましては、こちらも側道における夜間の交通量が予測適用条件を上回ることが原因と考えてございます。

報告書の冊子62ページをお開きください。振動の予測適用条件と事後調査結果の比較ということで、上の表が本線で下が側道になります。本線は掘割形式となりますと当然側道が必要になるということで、側道がございますけれども、その断面のA-1、今回上回ったところはこちらでございます。A-1の夜間の時間区分別交通量を見ていただければと思います。評価書の条件としましては、1日1,026台であったところ、今回の報告において測定したところ、1,708台ということで、約7割増という形になってございます。

ちなみに、その右が前回の測定値になりますけれども、そのときは1,433台を記録してございます。このように、予測よりも交通量が多かったということでございます。

本日の資料の16ページにお戻りください。振動の続きで、今度は高架部です。高架部における道路交通振動レベルの事後調査結果につきましては、昼間47dB、夜間43dB、予測結果(昼間45dB、夜間41dB)と同程度でございました。

次に平面部でございます。道路交通振動レベルの事後調査結果、昼間54dB、夜間52dBは、予測結果(昼間55dB、夜間51dB)と同程度でございました。

なお、全ての調査地点及び時間区分で、要請限度の昼間65dB～70dB以下、夜間60dB～65dB以下を下回りまして、夜間における平面部を除いて、いずれの調査地点及び時間区分において環境確保条例の規制基準、昼間60dB～65dB以下、夜間55dB～60dB以下を下回ってございます。

最後に、低周波空気振動(低周波音)でございます。近接車線中心線から12.5mの地点における平坦特性低周波音圧レベル(L₅₀)の事後調査結果は65dB～76dBで、予測結果の74dB～84dBよ

り低い範囲を示し、全ての周波数帯において評価の指標とした、がたつきを始める音圧レベルを下回ってございます。また、近接車線中心線から12.5mの地点から、G特性低周波音圧レベルの事後調査結果75dB～84dBは、ISO-7196による、人間の知覚として認識されないとされる音圧レベルの90dBを下回ってございます。

苦情につきましては、ございませんでした。

それでは、17ページに移りまして、事業名「(仮称)八王子高尾商業施設計画」の御説明をさせていただきます。答申は平成28年1月、受理日は平成30年1月18日でございます。

規模でございます。お手元のコピーでホチキスどめになっている報告書、「(仮称)八王子高尾商業施設計画」と書かれた冊子の2ページでございます。こちらが本事業の計画地位置図でございます。図の中央部に計画地がありまして、最寄りの駅はJR中央線高尾駅、京王線高尾駅でございます。

1枚お戻りいただきまして、1ページをご覧ください。こちらの計画地の所在地は八王子市の東浅川町550-1外でございます。計画敷地面積は約6万3,700㎡、計画建築物の概要でございますけれども、地上3階、塔屋1階でございます。用途は店舗等、駐車場でございます。延床面積は約8万㎡、建物高さは約15m、塔屋を含むと約19.9mとなります。駐車場の台数は約1,900台となっております。工事期間につきましては、平成28年4月～平成29年6月。供用開始は平成29年6月でございます。

本日の資料の17ページにお戻りください。事業の種類は自動車駐車場の設置でございます。事後調査の区分は、工事の施行中でございます。

調査項目は、大気汚染、騒音・振動、水循環、生物・生態系、自然との触れ合い活動の場、廃棄物の6項目でございます。

調査結果の内容でございます。大気汚染の建設機械の稼働に伴う大気質でございます。二酸化窒素の事後調査結果は、期間(7日間)の平均値は0.012ppm、最大値は0.015ppmで、予測結果の年平均値0.017ppm、日平均値の98%値0.034ppmを下回ってございます。

浮遊粒子状物質の事後調査結果でございますが、期間(7日間)の平均値が0.024mg/m³、最大値0.047mg/m³で、予測結果の年平均値0.019mg/m³、2%除外値の0.046mg/m³を上回ってございます。予測を上回った理由につきましては、バックグラウンド濃度とした館町・大楽寺測定室の年平均値が予測時に0.018mg/m³に対しまして、事後調査時に0.026mg/m³でございまして、全体的に濃度が高い傾向にあったためと考察してございます。参考までに環境基準と比較しますと、二酸化窒素、浮遊粒子状物質ともに環境基準を満足してございます。

次に、工事用車両の走行に伴う大気質でございます。二酸化窒素の事後調査結果は期間(7日間)平均値0.016ppm～0.023ppm、最大値0.020ppm～0.029ppmで、予測結果(年平均値0.012ppm～0.016ppm、98%値0.028ppm～0.033ppm)を年平均で上回っております。予測を上回った理由としましては、主に工事用車両の走行時間帯以外で高濃度が観測されたためと考えてございます。参考までに環境基準と比較すると、二酸化窒素の環境基準を満足してございます。

お手元の報告書の22ページをご覧ください。今回の上回った理由のところの走行時間帯以外で高濃度が観測されたための御説明をさせていただきます。22ページの上のグラフが二酸化窒素濃度の測定結果でございますけれども、こちらに館町と大楽寺の測定と、今回の測定点であるNo.1のところのものをグラフ化してございます。このグラフの中に両矢印がついているところが主に夜間の時間帯になるところでございますけれども、この時間帯は当然工事はしていないので工事用車両は走行していないのですが、このグラフの傾向を見ていただくと、周辺のところもそうですし、計画地のNo.1につきましても夜間の時間帯にちょっと山ができておりまして、なぜこの時間帯に多いかについてまでは考察等はできておりませんが、この影響を受けたのではないかと分析してございます。

また本日の資料の17ページにお戻りください。騒音・振動に移ります。建設機械の稼働に伴う騒音・振動は、騒音レベル(L_{A5})の事後調査結果ですが、63dBで予測結果の69dBを下回っております。振動レベル(L_{10})の事後調査結果も43dBで、予測結果の61dBを下回っております。騒音レベル、振動レベルとも、勧告基準を下回っております。

工事用車両の走行に伴う騒音・振動でございます。騒音レベルの(L_{Aeq})の事後調査結果は59dB～68dBで、予測結果61～72dBと同程度または下回っております。No.5地点の調査結果66dBが環境基準の65dBを上回っておりますけれども、評価書の将来基礎交通の予測結果が、そもそもの評価書のときから67dBと、環境基準を上回っている状況でございました。

次に、振動レベル(L_{10})の事後調査結果につきましては、昼間32dB～50dB、夜間30dB～48dBで、18ページ、予測結果(昼間33dB～51dB、夜間32dB～48dB)をNo.1とNo.4で上回っております。予測を上回った理由のNo.1につきましては、計画地からの工事振動の影響があったものと考えてございます。次にNo.4については、評価書で工事用車両の走行ルートとしてございましたけれども、沿道環境等への影響を回避するために工事用車両の走行は行っておりませんでしたので、No.4で上回った理由としましては、工事用車両が原因とは考えていないところでございます。全ての地点において、環境確保条例の規制基準、昼間60dB～65dB、夜間55dB～60dBを下回っております。

水循環(地下水位・流況の変化の程度)でございます。基礎工事及び地盤改良工事の深さは最大で約6.4mで施工してございます。地下水が存在する深さが約8mということで、その8mより浅い関係で地下水・流況への影響はなかったと考察してございます。

生物・生態系(陸上動物(鳥類)の変化の内容及びその程度)でございます。今回の調査におきまして、計画地及びその周辺において5目12科15種の鳥類が確認されております。そのうち重要種は東京都レッドデータブックに該当するトビとイソヒヨドリの2種類が確認されております。猛禽類が計画地を利用する行動は確認されておられませんけれども、小鳥類は工事中であっても採餌にと訪れることが確認されてございます。そういうこともございましたので、できる限り低騒音・超低騒音の建機を使用するなど、猛禽類や鳥類が生息する周辺地域への影響を低減してございます。これらのことから、猛禽類の生息につきまして、予測結果と同様の建設工事に伴う影響は少ないものと考察しております。

次に、自然との触れ合い活動の場でございます。工事用車両の走行ルートは、評価書で示した国道20号、町田街道等を利用して、これらの道路は評価書時と同様に歩車分離がされております。また、道路構造に変更はなかったことから、既存の自然との触れ合い活動の場までの利用経路につきましては影響はなかったと考察をしてございます。

廃棄物(建設工事に伴う建設副産物及び建設発生土)につきましては、下の表のとおりでございます。ガラス・陶磁器くず、廃プラスチック類スチック類、木くず、石膏ボードは、現場での資材組み立ての実施等により、発生量が予測結果より多くなっております。

こちらの案件の苦情につきましては、騒音に関する苦情が5件ありまして、打撃音や作業員の声等ございました。朝礼や工程会議の場で作業員への指導等により、再発防止に努めたとしてございます。

八王子高尾は以上でございます。

続きまして19ページに移りまして、事業名は「豊洲新市場建設事業」でございます。答申は平成23年4月19日、受理日は平成30年1月19日でございます。事業の種類は卸売市場の設置、自動車駐車場の設置でございます。

規模は、計画地、江東区豊洲六丁目地内、敷地面積が約40万7,000㎡。主要用途は、卸売市場、商業施設、駐車場。工事予定期間は平成23年度～平成30年度以降。供用開始予定は平成30年度としてございます。供用開始については、新市場の開場予定としております。皆様御存じのとおり、先日、開場日が今年の10月11日に決まりましたので、この場を借りて平成30年度と変更してございます。

事後調査の区分でございますけれども、工事の施行中その5でございます。その5につきましては、平成27年度と28年度に行われた調査の報告でございます。

調査項目は、水質汚濁、地盤、水循環、生物・生態系、廃棄物でございます。

調査の結果の内容でございます。水質汚濁でございます。栈橋の建設に伴う濁水の濃度でございます。お手元に冊子がございます。こちらホチキスどめのコピーのものでございますけれども、8ページが水質調査地点でございます。この図を見ていただきまして、赤く塗られているところが栈橋の建設工事を実施したところでございます。6街区は水産卸売棟でございます、船での搬入もあるということで、栈橋の整備をしているものでございます。

本日の資料19ページにお戻りください。栈橋の濁水の濃度でございますけれども、3地点3層における浮遊物質量は2mg/L～4mg/Lでございます。類似事例の調査結果の最大値、予測に使っております19mg/Lを下回ってございました。参考までに、隣接する隅田川における環境基準値50mg/Lをも下回ってございます。

汚染土壌の掘削・処理等及び汚染地下水の処理等に伴う地下水の水質への影響の程度でございます。こちらの内容でございますけれども、昨年8月の変更届の際、内容の報告を1回させていただいております。土壌汚染対策工事完了後の地下水のモニタリング結果につきましては、対象としましたベンゼン、シアン、砒素、水銀、鉛について分析の結果、第7回までは土壌汚染対策法における地下水基準の超過は確認されておりましたが、第8回ではベンゼン2か所、砒素1か所の観測井において、第9回ではベンゼン35か所、シアン39か所、砒素20か所の観測井において、土壌汚染対策法における地下水の基準を超えてございます。

第9回地下水モニタリング調査で、地下水基準を超過する井戸が急増した原因につきましては、豊洲市場における土壌汚染対策等に関する専門家会議におきまして、地下水管理システムによる揚水が稼働を開始し、帯水層下部を中心に地下水流動に変化が生じたことが影響した可能性があるなどと分析してございます。

次に、地盤(地下水の揚水に伴う地盤沈下の範囲及び程度並びに掘削に伴う地盤の変化の範囲及び変化の程度)でございます。地下水位につきましては、豊洲市場の外に観測井を設置しております。その水位につきましては、2地点ありますけれども、2地点とも1m～2mの幅の変動が見られる程度でございました。降雨と連動してございまして、工事の影響と考えられる著しい変化は見られておりません。道路面の変位につきましては、各街区とも著しい変動は見られておりません。

次に、水循環(地下水の揚水に伴う地下水の水位の変化の程度)でございます。地下水位に

については、地盤のところと同様に豊洲市場外の地下水を測っておりまして、先ほど報告したように、1m～2m程度の変動の幅と、降雨と連動しているということで、工事の影響と考えられる著しい変動は見られなかったとしております。

次に、生物・生態系(栈橋の建設に伴う水生生物の生息環境の変化の内容及びその程度)でございます。内容につきましては、水質汚濁の(1)と同じで、水質の内容は同じでございます。

20ページをご覧ください。廃棄物(建設発生土及び建設廃棄物の排出量)でございます。こちらは(1)(2)(3)(4)と、建設発生土、建設廃棄物等につきまして報告をしております。

建設発生土と建設廃棄物につきましては、土木工事と地下の部分の建築工事と、地上部分の建築物とその他の土木工事に分けて表にしております。21ページにあります(4)のその他の土木工事につきましては、これは評価書の時点で予測をしていなかったということで、今回、予測はございませんけれども、実績を報告するものでございます。

廃棄物の内容につきまして、建設廃棄物の発生量(地上部分の建築工事)をご覧ください。こちらは、報告時点が平成27年度及び平成28年度の主要な工事ということで御説明させていただきます。

建設廃棄物の発生量は、予測値を上回った理由としましては、予測では廃棄物の発生量を「建設系混合廃棄物の組成及び原単位報告書」等に記載された原単位(全用途)に、計画建築物の延床面積を乗じることで推定しております。そのため、卸売市場の用途の特殊性から、デザイン、構造等が大きく異なる複数の構造物が構築され、使用する建築部材等が多岐にわたることから、端材等の使用されない部材が出やすい状況にあったことなどが考えられます。

また、再利用・再資源化率が予測結果を下回った理由としましては、建築工事で発生するガラスくずのうち、汚れたガラスくずは再利用・再資源化できなかったことなどが考えられるところでございます。

なお、今後、東京都建設リサイクル推進計画で示されました目標値を参考にしながら、今後一層の発生抑制と再利用・再資源化に努めるものとしてございます。

苦情の有無でございます。水質汚濁、土壌汚染につきまして、都民や市場関係者から多くの意見がございました。これに対しまして、「豊洲市場における土壌汚染対策等に関する専門家会議」にて対応等の検討を行って都民へ示すとともに、「市場のあり方戦略本部」にて方針を示したところでございます。

以上を踏まえまして、平成29年8月10日に本事業の土壌汚染対策計画の変更等に関する変更届を提出し、追加対策を行うこととしているところでございます。

事後調査報告については以上でございます。

○町田審議会会長代理 5件の説明を終わりました。御質問等がございましたら、どこからでも結構ですので、お願いいたします。

坂本委員、どうぞ。

○坂本委員 今日の資料の15ページの環状8号線ですけれども、一番下から3行目で、そんなに大きく上回っているわけではなくて、予測が結構ちゃんとできているなと思ったのですけれども、上回った理由で低騒音舗装の経年変化と書いてあるのですけれども、この低騒音舗装というのは打換えはどれぐらいの間隔とするのかということと、ここは敷設後何年たっているところなのでしょうか。

○町田審議会会長代理 事務局、お願いいたします。

○池田アセスメント担当課長 低騒音舗装の保守に関してでございますけれども、建設局のほうで指針等を定めておりまして、原則10年程度を基準に舗装構造を決定してございまして、おおむね10年ということをやっております。

こちらについては、供用開始が平成18年でございますので、今、平成30年、調査が29年でございますけれども、ちょうど11年たったところなので、ちょうどそういう時期に来ているのかと考えてございます。

○坂本委員 まだ打換えをしていない状況ですか。

○池田アセスメント担当課長 まだ打換えはしておりません。

○坂本委員 では、もう10年経っているようなところということですか。

○池田アセスメント担当課長 はい。

○坂本委員 分かりました。

○町田審議会会長代理 ありがとうございます。

ほかにいかがでしょうか。

藤倉委員、どうぞ。

○藤倉委員 3点ありまして、質問とコメントになります。

まず、12ページ、最初の案件です。産業廃棄物(埋設廃棄物等)処理施設で、廃棄物なのですけれども、紙くずの再資源化率が100%と報告をされているのですが、実際の事後調査報告書の25ページを見ると、主な用途がサーマルリサイクルとあるのです。サーマルリサイクルをリサイクルとカウントをすると、何でもリサイクル率100%になってしまうと思うのです。その上に、例えば木くずのところのバイオマス発電燃料のように、あるいは廃プラスチック

類の助燃剤のようなものはグレーゾーンで、石油の代替として、熱が欲しい用途があって、それに対して燃料としてくべるというのであれば、まだいいかなという感じもするのですが、サーマルリサイクルというのは処理の過程で熱を回収しているのであって、普通これはリサイクル率にはカウントしないと思うので、評価書の時点でそれを指摘しなかったのかなとも思うのですけれども、熱回収というのを東京都のアセスの制度の中で今後どう扱うのかということについて、都の見解があれば教えてほしいというのが1つ目です。

2つ目は、八王子高尾商業施設の案件ですけれども、これは18ページのほうでもいいのですけれども、建設発生土の排出量が約1万4,000m³になっていて、本物の事後調査報告書を見ても、「約」と書いてあります。これは容積、立方メートルで言っているのに、「約」のままになっているのかとも思いますが、発生土をどこかに持って行って100%リサイクルしていると言っている以上、少なくとも重量であれば正確なトン数は出ているはずなので、これは恐らく工事の完了後という事後調査報告がもう一回出てくると思っていますので、これは「約」のままではなくて、ぜひ事後調査としてはちゃんとした報告をしてほしいと要望いたします。

3つ目が豊洲なのですけれども、これも廃棄物で恐縮ですが、20ページに、先ほど御説明いただいたように、廃棄物の発生量がいろいろ出てくるのですけれども、事後調査報告書のほうを見ますと、割と丁寧に何で資源化率が低くなったかとかは書いてあるのですけれども、そもそもどうリサイクルしたかについては全く事後調査報告書に書かれていないので、豊洲については今後も事後調査報告書が出てくると思っていますので、それこそどういう資源化をしたか、主な用途でもいいので、そこはちゃんと書いてほしいと要望いたします。

以上3点です。

○町田審議会会長代理 ありがとうございます。3件御質問いただきました。

○池田アセスメント担当課長 では、私が説明した案件、八王子高尾と豊洲について御説明さしあげます。

まず、建設発生土の件でございますけれども、八王子高尾商業施設計画の87ページの②建設工事に伴う建設発生土ということで、今回予測と実際の排出量を書かせていただいておりますけれども、今回の建設発生土につきましては、外に持ち出さずに、敷地の緑地とか平面駐車場等の敷きならしに利用いたしまして、結果的に発生した土と利用量の収支のバランスをとってございまして、予測は1万4,147m³となるよう設計図面から立方メートルを算出しておりますので、今回、そのとおりに掘削工事をして、先ほど申したように敷地内で敷きならしをして、搬出をしてなかったということで、量の測定は実トンとかそういうのはとっていない

いものですから、おおよそ同じような量が発生したということで、約1万4,000m³と書かせていただいております。

次に豊洲でございます。今、藤倉委員がおっしゃったのは、冊子の39ページの部分になるかと思えますけれども、その前のページまでは、38ページなどを見ていただくと、処理方法が書かれている。汚染土壌があったり、いろいろしましたけれども、産業廃棄物処理施設に搬出したとか、これと同じようなことを今後出てくるものも含めて表示をしてくれということで、当然マニフェスト等で分かるかと思えますので、そこは次回以降に反映させていただきたいと思えます。

○真田アセスメント担当課長 それでは、サーマルリサイクルの件ですけれども、東京都のリサイクル推進計画などで掲げられている目標値の定義の中で、再資源化だとか、縮減率の計算式というか、再資源化率の考え方の中に熱回収量というのが入っているということや、あるいは今回事後調査報告で再資源化率について御報告をさしあげているのですが、今までの評価書の作成のときにはサーマルリサイクルについて再資源化率に相当するというで扱ってきたということもございますようで、今回、サーマルリサイクルについても再資源化の中に含める形で予測・評価をしたと考えております。

○町田審議会会長代理 藤倉委員、よろしいですか。今の回答はいかがですか。

○藤倉委員 東京都の建設リサイクル推進計画だと、熱回収は資源化に含めているということなのですね。

○真田アセスメント担当課長 正確に言いますと、今回、紙くずということでありまして、リサイクル推進計画の中では紙くずにおいて熱回収率というのが計算式の中に入っているものではなく、例えば建設発生木材とか建設混合廃棄物、あるいは建設廃棄物の中で熱回収量というのが再資源化率、縮減率なんかで対象になっている。そういうことも考えながら、紙くずのほうにも熱回収について再資源化率の中に入っているということかと思えます。

○藤倉委員 では、本件についてはそれがもとになっているとすればあれなのですからけれども、では産業廃棄物処理施設の焼却系のところでもちょっとでも電気をつくってれば、全部熱回収でリサイクル率100%なのかという議論になってしまうので、また、今後の中期的な課題として熱回収をどう扱うか整理をするというのを検討していただければと思います。

○真田アセスメント担当課長 承知いたしました。

○町田審議会会長代理 ほかに御質問がございましたらお願いします。

谷川委員、どうぞ。

○谷川委員 高尾の案件ですけれども、先ほどの御説明の中で、発生土については中で全部うまく回したということですが、こちらの土地はもともと工場跡地で、外に搬出しなかったため、中に有害物質が残っているかどうかというのは確認していない可能性があるのですけれども、そのあたり、前のアセスのときには有害物があつたときにはちゃんと処理しますよということだったので、今回はそのことは中で全部回したので、その確認はされなかったのかどうかというところが1点確認です。

もう一つ、道路のほうで環状8号線ですけれども、これは10年前にも1回、事後調査報告書その1を提出されていますよね。今回、その2ですけれども、その1とその2の位置づけを説明していただいて、10年後をやられているので、中での比較は若干されているのですけれども、もし10年前と比べてどうだったかという比較であれば、そのあたりの事後考察をきちんとされるようにしたほうが今後よろしいのかなと思っておりますので、その1とその2の目的、そのあたりを明確にいただければと思います。

○町田審議会会長代理 ありがとうございます。

事務局、回答をお願いします。

○池田アセスメント担当課長 それでは、環状8号線のほうから説明させていただきます。その1とその2の取り扱いでございますけれども、その1は供用してある程度1年ぐらいで調査する時点ということで、おおむね普通の道路はそのような設定をさせていただいて、その2のほうですけれども、最近よく使うのは交通ネットワーク完成時、東京都全体の道路ネットワークが完成したときという位置づけで、何年後だか分からないような感じで、今までの評価書なんかは書かれていたかと思えます。

環八につきましては、評価書の中で周辺の道路網が整備されると考えられると時期を10年後と置いてあつたということもあり、きちっと評価書にならって10年後に調査をして終了という形にしております。

先ほど谷川委員が言われた、その1との比較は確かに今回総会資料の方には書かれておりません。あくまでも評価書との比較をして書いておりませんので、今後同じような案件が出たときには、今の声をなるべく反映させる形で調整していきたいと思えます。

八王子高尾のほうですけれども、当時、土壌汚染そのものを調査項目にしていなかった。ただ、土壌汚染を調査項目にしていなくても、評価書に掘削工事をして搬出する際に分析をして、出た場合は法律に基づいて適切に処理すると、普通には書いていると思うのですけれども、今の谷川委員の指摘につきまして私どもは確認をしておりません。ただ、少なくとも搬

出しないという前提なので、谷川委員がおっしゃったように、普通に埋め戻したというか、場内で利用したものだと考えますが、一応確認はさせていただきたいと思います。

○町田審議会会長代理 よろしいですか。

では、西川委員、お願いします。

○西川委員 本日の資料の14ページでございますけれども、立川立飛の商業施設の件、温室効果ガスが予想を上回った理由として、商業施設における飲食店の占める割合が想定よりも高かったという考察でございますけれども、一つ上の廃棄物の厨芥、生ごみというところを見ると、むしろ予測よりも事後調査結果のほうが減っていますので、どうやらこれだけが全ての理由ではないのではないかと想像します。

この建物ですが、都市ガスによる冷暖房も行っておりますので、オープニング当初もかなり集客が得られたと聞いておりますから、冷暖房にまつわるエネルギーの増加がガスの使用量につながっている可能性もありますから、この辺はしっかりと因果関係を明確にさせていただいて、今後の温室効果ガス削減に向けた運用を心がけていただきたいと思いますので、コメントでございます。よろしくお願いします。

○真田アセスメント担当課長 承知いたしました。

○町田審議会会長代理 では、そこら辺、チェックをしておいていただければと思います。

平手委員、どうぞ。

○平手第二部会長 同じく立川立飛ですけれども、報告書の13ページの騒音・振動です。2の「(1)設備の移動に伴う騒音」というところで、最後の行で「上回った理由としては、計画地西側の道路交通騒音等が影響していることが考えられる」と。これは直接的な原因としては確かなのですけれども、ここに相当する内容が完了後の書類の69ページの7.2.5の(1)の第3パラグラフ、「予測では設備の稼働に伴う騒音レベルのみを計算して評価したが、事後調査結果には計画地西側を通る都道43号立川東大和線の自動車走行騒音等、設備以外の音源による暗騒音も含まれているため」と、この書籍に関しての内容はちゃんと書いてありますけれども、報告書のほうはちょっと不十分だと思うのは、上回った理由は道路騒音等が影響したのは直接の原因ですが、根本的な原因として設備の稼働に伴う騒音レベルしか予測しなかったということで、そもそも論として、周りの暗騒音がかなりうるさい状況ですから、設備の稼働の騒音を捕捉できる状態ではなかったということです。ですので、その辺の記載が、ここに書類に書いてあるような形で、騒音レベルのみを計算したという一文がないと、そちらのほうが根本的な原因なので、報告書としてはちょっと不十分なのではないかと思えます

けれども、いかがでしょうか。

○真田アセスメント担当課長 今後きちんと記載をさせていただきたいと思います。

○町田審議会会長代理 よろしくお願ひします。

宮越委員、どうぞ。

○宮越委員 本日の資料の19ページ、豊洲新市場の建設事業について、調査結果の内容の2番と3番に、地盤と水循環に関連して地下水位の測定を行ったということが記載されています。それで、事後調査報告書の20ページ、21ページに、敷地外のNo.1とNo.2の地点の地下水位が並べて記載してあるのですが、その中のNo.1の地点、赤のほうについて、図3-3の平成27年4月から28年3月では結構細かく変動しているのですが、3-4になって平成28年4月以降のほうは、これはグラフの解像が分かりませんが、日だったか、週か、そのぐらいだと思うのですけれども、そういった細かな変動が出ていません。これは理由は事業者から何か伺っていますか。

○町田審議会会長代理 いかがでしょうか。

○池田アセスメント担当課長 21ページのほうは変動幅が全然なくなっているという御指摘ですか。

○宮越委員 短期的な変動がない。

○池田アセスメント担当課長 こちらについては確認しておりませんので、確認して報告させていただきます。

○宮越委員 敷地内だけではなくて、敷地外の地下水位の測定もとても大事だと思うので、ぜひお願ひします。

○町田審議会会長代理 今の御指摘、よろしく御対応をお願いいたします。

齋藤委員、どうぞ。

○齋藤委員 専門ではないので外しているかもしれないのですけれども、1点確認をさせていただきます。

産業廃棄物処理施設建設事業に関するところの水循環のところですが、項目に「地下水の水位及び流況の変化の程度」という記載がありまして、これは内容を見ていると、水位を確認されて、水位及び流況の変化は小さいであろうという結論になっているかと思うのですけれども、流況というのは一体何を表すのかという感じでいくと、水位の確認だけでよいのかどうかということです。図面等も確認してということも若干ありましたけれども、これで流況をどう判断したのか、この記載が合理的なのかどうかというのはちょっと分からなかったもので、こういうものだということならそれでも結構なのですから、ちょっと確

認でございます。

○町田審議会会長代理 流況についてですが、いかがですか。

○真田アセスメント担当課長 これにつきまして、皆さんご覧になっていると思いますけれども、産業廃棄物の処理施設建設事業の15ページに事後調査結果が出ていまして、下のほうの図にありますが、地下水位の調査結果と日降水量がそれぞれ出ていまして、観測井戸の水位と東京港の潮位が通常に安定的に変動しているということで、地下構造物に伴って、例えば変位の仕方が顕著に変動しているかということ、そうではないという状況で、こういうところから地下水の変化に伴う地盤沈下の程度は小さかったと判断しています。

流況の変化の程度についての判断ですけれども、今までの調査の中でもそうですけれども、こういう地下水位の調査結果、日降水量と、次の16ページに、今回、環境保全のための措置ということで、基礎杭には既製のコンクリート杭、800～1,000というのをを用いて、深度G.L.-70mの上総層の高砂層を支持層として構築されていると。地下水位の連続測定の結果、著しい変動は確認されていないことから、地下水の流向を遮断していない、構造上も地下水位の流向を遮断するようなものではないということ。もう一つは、地下の構造物についても、地盤面から-1～-4m程度ということから、地下水の流向を遮断するものではないということで、結果として、ここにあります地下水位の変化に伴う地盤沈下の程度は小さかったと考えられるというふうに考察しているものでございます。

以上でございます。

○町田審議会会長代理 ありがとうございます。

池本委員、どうぞ。

○池本委員 質問とコメントを合わせて3件あります。1つは、産業廃棄物のS.P.E.C.株式会社の事後調査ですけれども、事後調査報告書のほうを見ますと、29ページの記載で、質問の点ですけれども、1行目に書いてあります廃プラスチック類スチックや木くずが予測結果を上回った要因のところ、想定外の地中埋設物の発生があったという記載があるのですけれども、その先を読みますと、建築工事に入ってから見つかったのかなとも読めるような記載があったので、これは自分の経験上、余り聞かない話なので、もしこのあたりが詳しく分かっていたら教えていただきたいというのが1点です。

あと、同じページの一番下のところで「引き続き、廃棄物の再資源化に取り組み」ということがありますけれども、これは常日ごろからコメントをさせていただいておりますが、排出量とか発生量をまずは抑制していただくということが前段にあると思います。

先ほど藤倉先生にお話しいただいたことにも関連するのかもしれませんが、最終的に最終処分のような形で処分するものがなくなるような取り組みをしていくという観点で、例えば紙くずに関しても、サーマルというか、焼却して熱回収するよりももっといい方法があれば、それを選択肢として選ぶというのを考えていただきたいと思います。そういうのがあるのに、例えば、手軽ということで焼却で熱回収というのだとすると、それは順序としては違うのかなと思いますし、また、民間事業者ということでコストのお話もあると思いますので、そのあたりで可能な範囲で最善を尽くしたというようなことが説明できるような形で、そういう取り組みをやっていっていただけるというのが、個人的な考え方としてはいい姿なのかなと考えております。これが2点目のコメントです。

3点目が豊洲のところですが、こちらでも事後調査の報告書の42ページの記載の部分ですが、上から6行目ぐらいのところ②というところから始まっている文章で、廃棄物の発生量が増えた原因として、簡単に言うと、デザイン等、そういったところを凝ったので端材などが増えて、ごみが増えたというような記載の部分かと読んでおります。最近としては、そういうようなデザイン性の向上ということもありますので、ある意味やむを得ない部分もあるのですが、デザイン性を向上したことで逆に使い勝手が悪くなってしまおうという話も聞いたこともありまして、そのせいでさらに手を加えなければならないとか、結局使われなくてごみになるとか、そういった話も聞いたことがありますので、さらなる廃棄物の発生が起きないようなデザインと使い勝手をあわせて考えたような形で計画していただけるといいのかなと感じました。

以上でございます。

○町田審議会会長代理 それでは、事務局、お願いします。

池田アセスメント担当課長 先に豊洲のほうから。池本委員のお話につきましては、事業者のほうに伝えたいと思います。デザインに凝っているいろいろな使い勝手という問題もあろうかと思いますが、もともと卸売市場の建設に伴う廃棄物の原単位をどこに持ってくるか。ここがそもそもの一番大きい原因かと思っています。ただ、それプラス、池本委員が御指摘のようなこともあって増えていると考えてございます。ただ、どちらにしても、池本委員の意見については伝えさせていただきます。

この時間をかりて私から、先ほどの谷川委員の八王子高尾の件、補足させていただきます。

環境評価項目としては選定しておりませんが、そもそもこの土地は半導体工場があったところということで、そこが出ていくときに土壌汚染のほうは分析をしております、

実際に汚染物質が見つかっておりますけれども、ちゃんと法律に基づいて適切に処理したということをもって、とりあえず完了しているということで選定をしておりません。もし、工事中に出た場合については、事後報告書で報告するという旨も書いてあります。書いてあって今回報告していませんので、ないとは思いますが、私どもはこの辺を確認しておりませんので、確認させていただきます。

○真田アセスメント担当課長 それでは、産業廃棄物の処理施設の建設事業のほうですが、地中埋設物の発生というのは、建築工事のときに分かったというわけではなくて、もう建設工事の前に地中埋設物が発生しているということは分かったということです。それを当然取り除かなければならないということで、それを取り除いたことによって工期は当然ながら当初より後ろに遅れてしまったがために、当初の工程を変更し、プラント工事用の重機を入れて作業をする必要があるというふうにつながっているということで、建設工事が始まって初めて分かったというわけではないというものでございます。

2点目に関しまして、紙くずですけれども、サーマルリサイクルというか、焼却よりいい方法があれば考えていただきたいというのはおっしゃるとおりかと思しますので、可能な限りサーマルリサイクルよりいい方法があればやってほしいと。これにつきましては事業者のほうにきちんと伝えていきたいと考えてございます。

以上でございます。

○町田審議会会長代理 佐々木委員、どうぞ。

○佐々木委員 19ページの豊洲の件ですけれども、2番の地盤沈下に関して、地下水位が2地点で1~2mの変位だったというような御報告がありましたけれども、これは大分古い時期の調査で、それ以降、逆の面で、地下ピットに水がたまっていたことに対して、変更届の後、かなりポンプ等で対策を進めていると思しますので、次回については地盤沈下の観点だけでなく、詳細にその辺も分かるような事後調査報告書をお願いできればと考えます。

以上です。

○池田アセスメント担当課長 佐々木委員の今のコメントにつきましては、次回に反映させるように調整させていただきたいと思えます。

○町田審議会会長代理 事後調査報告書に関しまして、多くの御質問あるいは御意見をいただきました。事業者のほうにもきちんと御指導を事務局からしていただければと思えます。

続きまして、変更届2件の説明をお願いいたします。

○真田アセスメント担当課長 それでは、変更届の説明をさせていただきます。資料の22ペ

ージをお開きください。もう一つ、皆様のお手元にございますホチキスどめの事業計画の変更についてに沿って御説明させていただきます。

22ページでございます。事業名が「(仮称)四谷駅前地区市街地再開発事業」でございます。事業の種類は「高層建築物の新築」でございます。

それでは、お手元にございます変更届の2ページをお開きください。規模ですが、計画地は新宿区四谷一丁目及び本塩町の一部でございます。

それでは、変更届の3ページをお開きください。事業区域が出ておりますが、右下が四谷駅方向ということで、場所が四谷の駅前でございます。事業区域面積が約2.4haでございます。敷地面積が約1.8haでございます。延床面積が全部で約14万㎡ございまして、最高高さが約145mとなっております。また、住宅の戸数が約100戸となっております、主要用途としては業務、商業、住宅、教育施設、駐車場等となっております。工事予定期間として、平成26年度～平成32年度、供用開始予定が平成32年度となっております。

資料の22ページをご覧ください。変更理由ですが、当初想定していなかった仮設店舗を計画地内に設置するということになりまして、計画建物の完成後に仮設店舗の跡地を外構整備をすることとなったため、工事予定期間が平成31年8月から平成32年4月に、供用開始予定を平成31年度から平成32年度に変更するというものでございます。

こちらにつきまして、環境影響評価項目の再評価の結果ですけれども、今回の変更において工事予定期間及び供用開始予定は変わりますけれども、工事の規模などの予測条件に大きな変更はないことから、予測・評価の見直しは行わないとしてございます。

以上でございます。

○池田アセスメント担当課長 続きまして、変更届。ただいま2件と言われましたけれども、外環も含めて続けて説明させていただきます。まず、23ページの「都営桐ヶ丘団地(第4期・第5期)建替事業」でございます。

こちらは北区の桐ヶ丘にございまして、住宅建設戸数は第4期・5期だけで19棟、約2,000戸の建てかえをしてございます。

工事予定期間については、平成25年度から平成34年度、供用開始予定は平成28年度から34年度でございます。

変更の理由でございますけれども、2つございます。1つは、第4期・5期の事業につきまして基本設計を行いまして、建物の配置、形状などが変わったこと。それと、土壌汚染対策の実施などによりまして、施工計画、供用開始時期が変更になってございます。

第6期事業についてでございます。4期・5期が終わりますと、第6期事業を行うのでございますけれども、ここに書きましたとおり、第4期・5期事業の事業スケジュールや供用開始時期が変更になって、一方、こちらの団地につきましては都営住宅の耐震化率を平成32年度末までに100%とする目標を設定してございます。そのため、桐ヶ丘団地の既存の住棟について、耐震性が十分確保されていないということもございまして、新たな住棟と既存住棟の除却を推進することで耐震化を図る必要が出てきてございます。

このような考え方のもとに、今後の計画を見直した結果、第6期につきましては平成31年度から除却を行う予定として、第4期・5期の事業と並行しながら展開していく計画としました。第6期事業の計画の見直しもありまして、第6期事業については単独では約970戸ということで、アセスの対象要件にはなりません。が、団地全体の建てかえ規模であるとか、公共性を踏まえまして、東京都のほうでは第4期・第5期の中に6期も含めて影響を把握して評価をし直したものでございます。

主な変更内容ですけれども、下の表のとおりでございます。

今回、環境影響評価項目の再評価(見直し)の結果でございますけれども、4期・5期の内容の変更、それと6期をプラスして見直しをしてございます。大気汚染、騒音・振動、土壌汚染、日影、電波障害、景観、史跡・文化財、自然との触れ合い活動の場、廃棄物について予測・評価の見直しを行ってございます。全ての項目について評価の指標を満足することから、評価の結論は変わらないとしてございます。

1枚おめくりください。「都市高速道路外郭環状線(世田谷区宇奈根～練馬区大泉町間)事業」でございます。こちらは、先ほども説明しましたが、法アセスでございます。事業の種類は都市高速道路の新設でございます。

規模につきましては、お手元の外郭環状線の事後調査の報告(事業計画の変更)と書いてある冊子をご覧ください。と思えます。

2ページをお開きください。下の図が外環道としての全体像でございます。そのうち、図の左側、西側のほう、点線で描かれているところが今回の報告する事業の区間、約16キロの区間でございます。

それでは、1枚おめくりいただきまして、A3見開きの4ページをご覧ください。こちらが今回の区間になりまして、変更の対象になりますのは路線位置図の右側、「変更対象」でくくってあります大泉ジャンクションと目白通りのインターチェンジの部分でございます。

5ページをご覧ください。変更の概要でございます。大泉ジャンクション・目白通りインタ

ーチェンジのトンネルにつきまして、当初計画していた開削工法では施工上の支障が生じることが分かりまして、一部非開削工法ということで、地中切り開き及びシールドトンネルへ構造変更を行うものでございます。

変更内容でございますけれども、下の変更後の図を見ていただいて、北行きのランプトンネルを非開削工法であるシールドトンネル、本線のトンネルとの接合についても地中切り開きにより非開削工法ということで構造変更を行うことで、開削範囲を大幅に縮小するものでございます。

南行きのランプにつきましては、掘削規模を小さくするために南行き本線トンネルと浅い位置で接合することで、開削範囲及び開削深度を縮小するものでございます。

6ページに、今御説明した工事の内容の変更の概要を絵で示しております。

本日の資料の24ページに戻りまして、今回の変更に伴う環境影響評価項目の再評価(見直し)の結果でございます。今回の地中拡幅部の構造及び施工計画の変更に伴いまして、大気質、騒音、振動及び廃棄物等について、予測・評価の見直しを行いましたけれども、変更前と評価の結果は変わらないとしてございます。

変更については以上でございます。

○町田審議会会長代理 3件、説明いただきました。質問がございましたらお願いいたします。

御発言がないようでございますので、受理関係につきましてはこれで終わります。

そのほか、何かございますでしょうか。

特にないようですので、これをもちまして本日の審議会を終わります。若干予定を延びてしまいました。皆さん、どうもありがとうございました。

それでは、傍聴人の方は退場をお願いいたします。

(傍聴人退室)

(午後0時09分閉会)